

令和5年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年12月11日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	主任指導主事	梅木純一
新しい学校づくり専門監	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章
農業委員会事務局長	久原正好		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

8番	溝口誠	9番	大串武次
----	-----	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 溝口 誠議員

1. 子育て支援の充実と学校給食の無償化にかかる財源確保について

2. 吉岡正博議員

1. どうする、文化財・町史は。
2. 大丈夫か、町財政は。

3. 友田香将雄議員

1. 子ども達が安心して暮らせるまちづくりについて
2. 体育館へのエアコン設置について
3. 働きやすい職場環境について

4. 中村秀子議員

1. 幼児教育について
2. 部活動の民間移行について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝口誠議員、大串武次議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

おはようございます。公明党の溝口誠でございます。

通告に従い、一般質問をいたします。

今回は、1点質問させていただきます。

子育て支援の充実と学校給食の無償化にかかる財源確保について伺います。

学校給食無償を行うためには、どのような課題があるのか、討論していきたいと思っております。

まず初めに、本町の学校給食は近隣市町と比べても充実していると思われま。学校給食の歴史と、これまでの経緯について伺います。

○出雲 誠学校教育課長

学校給食の歴史につきましては、全国では明治22年、山形県の小学校において弁当を持っていくことができなかつた子どもたちに、おにぎりとおかずを出したのが学校給食の始まりと言われてい。本町では、旧白石町が昭和45年5月からセンター方式で給食が開始され、現在のセンターのほう平成7年から建設をされて稼働してあります。旧福富町は、福富小学校が昭和34年、福富中学校が昭和39年に給食を開始してあります。また、旧有明町では、3小学校が昭和36年から39年にかけて、有明中学校が昭和41年に給食の開始をしてあります。

3町合併後、調理員の不足により、平成29年4月から福富中学校が現給食センターの受配校となりました。また、調理業務の委託を有明中学校が令和元年8月から、福富小学校が令和2年8月から行っています。

献立を作る際は、常に質の向上を目指し、給食の献立が生きた教材となるように日々研究をし、栄養のバランスはもちろんのこと、安心・安全でおいしい給食の提供に努めているところ。です。

○溝口 誠議員

白石町の学校給食は内容が素晴らしいということで、実は去年、学校給食甲子園というのがありまして、全国から多数の応募がありまして、そのコンクールの中で、全国第2位という栄冠を得ることができました。素晴らしい給食でございます。今年も申請をされましたけれども、1次予選で落ちたということでございますけれども、素晴らしい学校給食であります。

近年の物価高騰により、学校給食に大きな影響があるものと思われ。今年度は、学校給食費を据え置くために財源を工面されているが、その具体的内容について伺います。また、調理の現場ではどのような工夫をなされているのか、栄養士が考える献立などを含み、また参考資料がありますので、それを基に御説明をお願いします。

○出雲 誠学校教育課長

まず最初に、訂正をさせていただきます。

先ほど答弁をさせていただきました旧白石町の給食の開始ですが、昭和45年と私は

申しましたが、昭和43年5月からということで訂正をお願いいたします。

物価高騰の対策の御質問ですが、まず物価高騰の対策といたしましては、昨年度は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給食費増額分の負担を保護者に求めなかったところですが、今年度は、給食費の単価について学校給食運営委員会に諮問し、給食の質と量を維持するために単価の改定を行ったところですが、しかし、子育て世代の支援を図ることを目的に保護者の負担は据置き、差額分を本町のふるさと基金を活用したところですが。

資料請求ががありますので、資料1の2を御覧ください。

令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金490万円は、物価高騰に伴い支援を行ったものです。また、令和5年度はふるさと基金から400万円の支援を行っています。

それから、資料請求があります資料1の1を御覧ください。

1食当たりと年間の給食費についての資料請求がっております。

1食当たり金額と1人当たりの年間給食費ですが、小学生で1食当たり272円ですが、保護者負担を251円としています。年間で給食費が5万50円、保護者負担額が4万6,200円、差額の1人当たり年間3,580円の支援を行っている状況です。中学生では、1食の給食費が315円、保護者の負担額が291円、年間の給食費が5万8,300円、保護者負担額が5万3,900円、1人当たり年間で4,400円の支援を行っています。

また、調理現場での工夫といたしましては、各納入業者と会議等で情報交換を行い、精肉においては鳥もも肉から価格が安い鳥胸肉に、野菜においてはハウレンソウが高騰した場合はコマツナに、生の野菜が高騰した場合は冷凍野菜に変更するなど、成長期の子どもに必要な栄養の確保を考慮しながら、様々な工夫を行っています。また、佐賀県の物資選定委員会で栄養価、原材料、価格等を審議し、選定された冷凍食品を共同購入することにより安く購入できるため、これも積極的に活用している状況です。以上です。

○溝口 誠議員

学校給食は、子育て支援策の一つとして、小学校6年生と中学校3年生は給食費を無償化とされております。多分、これは令和元年からだったと思いますけれども、その経緯と保護者の声を伺いたいと思います。

○出雲 誠学校教育課長

すみません、度々の訂正で申し訳ございませんが、1食当たりの支援額、小学校で3,580円と申しましたが、3,850円の間違いでございました。申し訳ございません。

子育て支援ということですが、本町では小学6年生と中学3年生の給食費の無償化を実施しています。これは、平成27年度から町内在住者を対象に、切れ目のない子育て支援、進学などで出費がかさむ節目での子育て世代への支援として実施したものです。初年度の平成27年度は商品券を配布し、翌年度から無償化を行っています。保護者の声としましては、進学を前に費用がかさむ時期の支援であり、助かりますというような声を聞いたことがあります。

○溝口 誠議員

食材費の高騰に対する支援等をしていただいております。そういう中で、この学校給食は食に関する知識を学ぶための大切な学び、食育と考えられます。食育の役割をどのように認識されているのか、教育長に伺います。

○北村喜久次教育長

食育の役割についての御質問をいただきました。

食育は、子どもたちに生きる力を育む上で、その基盤を支える極めて重要なものと考えております。食育の目標は、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、1つ目に児童・生徒の一人一人が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけること、2つ目に食事を通して自らの健康管理ができるようにすること等を目標にしています。この目標の実現に向けて、学校では給食を活用しつつ、給食の時間だけでなく、各教科や総合的な学習の時間等において、健全な食生活を営む判断力の必要性や望ましい食習慣、自然の恩恵や伝統的な食文化等について指導を実施しています。ただ、これはなかなか外からは分かりにくい部分もあります。また、食に関する年間計画を作成し、児童・生徒の発達段階に合わせた指導が行われております。町内には、3名の栄養教諭を配置しております。給食の献立の作成や給食に込められたメッセージ等の作成、紹介など、毎日の指導はもちろんのことですが、担任と連携した食に関する授業、また保護者を対象にした試食会の実施、食育だよりの実施など、多岐にわたって実践を積み重ねていただいております。このように、学校教育において食育は極めて重要な役割を担っており、今後も引き続き充実を図る必要があると考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

食育は教育の一環であると、このように教育長からお話をいただきました。

次に、物価高騰により、子育て世代は食費を中心として家計が大きく圧迫されております。町の支援策や子育て世代からの声について伺いたいと思います。先ほどの支援策と重なるとは思いますけれども、よろしくお願いします。

○坂本博樹企画財政課長

子育て世代への物価高騰に対する町全体の支援策ということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

本町では、先ほど学校教育課長の答弁にもありました学校給食費の値上げ分に対する支援を行っております。と同様に、保育所等におきましても、副食費等の高騰分に対しまして、認定こども園、私立保育園では県の事業を活用して行っており、公立保育園につきましては県の事業の対象外でありましたので、町の負担のみで支援を実施いたしております。このほか、国の補助金を活用した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を行っております。また、子育て世代だけを対

象とはしておりませんが、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用いたしまして、スマイルしろいし商品券給付事業を実施いたしておるところでございます。給食費等の支援につきましては、保護者の皆様に特段手続をお願いせず実施をしておりますので、特別な御意見等はいただいておりますけれども、商品券の発給につきましては、問合せの電話などではよかったというような、そういったお声をいただいておりますとお聞きいたしていただいております。

以上です。

○溝口 誠議員

次ですけれども、子どもの貧困について伺いたいと思います。

今や、子どもの貧困は7人に1人が相対的貧困の状態でございます。1985年は貧困率が10.9%、2019年には13.5%という。また、独り親家庭世帯の半数が相対的貧困ということで、約50.8%、約半数の所帯が貧困の状態であるということでございます。そういう中で、この独り親世帯貧困の状況の掌握と相談体制、その対策について、資料を基に御説明をお願いします。

○木須英喜保健福祉課長

私のほうから答弁をさせていただきます。

独り親世帯の把握につきましては、必要に応じて住民課と情報を共有し、連携が取れております。相談に来られた際は、お子さんの年齢や家庭の状況に応じて、必要な情報提供をしたり、関係機関へつないだりして支援を行っております。

これまでの支援策として、説明用の資料を提出いたしておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

令和4年度の決算でございます。

まず、物価高騰等に直面する低所得、住民税非課税ですが、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人当たり5万円ですが、これを支給する子育て世帯生活支援特別給付金、こちらに1,225万円、それから新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な負担や不安を抱えながら子どもを育てる家庭を応援するために、新生児に1人当たり10万円を給付いたします新生児子育て応援特別給付金、こちらに950万円、その他児童手当2億9,651万5,000円、子どもの医療費の助成8,036万1,521円、独り親家庭等医療費助成723万5,376円、また独り親家庭につきましては、佐賀県のほうから児童扶養手当が支給されております。そのほか、子育て世帯とは直接は関係してはおりませんが、困窮世帯への支援といたしまして、国際情勢による電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯、これは住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、こちらに7,655万円、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円を支援する非課税世帯等に対する臨時特別給付金、これが4,059万6,600円でございます。これを支出いたしております。支援策としては以上の

ような内容になります。

以上です。

○溝口 誠議員

子育てに対する支援の状況を伺いました。給食費の材料費の補助、それから様々な国の施策の支援等をしていただいております。

そういう中で、次の学校給食費を完全無償化する場合に考えられる財源確保対策について伺います。

この中で、1つが一般財源を用いるということです。この一般財源が、永続的に行う事業としては一番安定しているのではないかなと思います。しかし、今白石町の財政は厳しい状況であります。交付金の減額や債権の償還、それから基金の取崩しと、厳しい状況であります。財政健全化指標は、この後、私の後に吉岡正博議員が質問をされますけれども、町の財政は、今経常収支比率が令和4年度89.9%まで、それから実質公債費比率は10.1%を超えております。財務4表を基に、こういう数字が出ております。そしてまた、白石町の財政力指標というのがございます。これは、都道府県、それから市町の財政の指数、どのぐらい財政として力があるのかというのを指数で表してあります。これが4種類に分けられています、ずっと段階が。これが1を超せば、健全なる団体でございます。この1というのは、全国では東京都しかないそうでございます。あとは1以下です。それで、4つのランクに分けられて、ずっと上位から分類されています。佐賀県は、3番目のランクであります。その中でも下のほうです。8位か9位かですかね。それで、4番目の一番下のランクは4県か3県だったですかね。実質的には、佐賀県は下のほうということですね。それで、佐賀県が0.34647、これは平成30年です。これは3年間平均ですから。それで、白石町、我が町は2018年には0.33、佐賀県の平均とあまり変わらないということで、指数としてはそんなに高くはございません。厳しいのも、この指標数字にも出ております。

そういうことで、この一般財源を用いていくということで、まず改善点でありますけれども、厳しい財政をどう建て直していくかと。1つは、補助金の見直し、これをしっかりやる。無駄な補助は一つもないと思います。意味があって補助をされていますから、無駄とは言いません。だけど、適正な補助の状態であるのかなということで、まず補助金の見直しをして。今、白石町では幅広い団体や組織に補助をしております。社会活動をしている、例えば婦人会とか老人会などですね。また、団体であれば、法人格や法人格を持たない知事認可団体など、様々なところに補助、助成をしております。この中で、ある団体、名前は言いません、また金額も言いませんけれども、ある団体ではこのようなことがありました。コロナ禍の3年間で事業ができなかった、これは致し方ないと思います。それで、補助金利用がなかったわけでございます。その使わなかった補助金を内部留保していらっしゃる、積み立てていらっしゃると、そういうのがございました。その積み立てた金額は、内部留保ですので、補助金だけじゃありませんから、全部の運営する資金の中から使わなかったということで、計上されているのかと思ったら、何とこの補助金をそのまま積み立てていらっしゃった。金額、聞きました。そういうことで、その金額も1年間町が補助をする金額に等しいぐらい

の金額が内部留保をされていると。そういう意味では、補助団体、補助をしてあるところは様々あると言いました。小さな金額のところもございます。しかし、このコロナ禍で使わなかったところも、何万円か、使いませんでしたからということで、返納されたところもございました。しかし、そういうふうに内部留保として積み立てていらっしゃるという団体、本来であれば、補助金は使用目的以外、残れば返還するのが当然だと思います。内部留保をされている、そういうことでございましたので、もう一回ここら辺を、補助金に対する適正な見方をしていかなければならない。特に、合併当時から何十年と同じ金額を延々と補助をされている。大体補助というのは、一つの事業をして、その団体なり組織が軌道に乗るまで応援をするのが補助であります。ある程度軌道に乗れば、要らないということにはなりませんけど、縮小をしていくとか検討をするということが補助だと思います。ところが、中には合併当初からずっと同じ金額でされている、そこら辺もしっかり精査をするべきじゃないかなと思います。

それから、もう一つは、行政業務の委託が非常に増えております。全ての面で委託をされております。そういうことで、この委託業務の改善、委託業務は指名入札と随意契約、2つ両方がございます。ここら辺でしっかり適正な費用対効果、これをしていかなければいけないんじゃないかなと思います。そういう行政業務の委託の中で、先ほど言いました補助金の中に、町の行政上、どうしても町ができない分を委託されて、その団体に業務を委託するというのがございます。その中で、特に人件費といわれるものに、その団体の人件費として補助金をやる。その業務に合った補助金をやる。その補助金も、その人が専属で、その業務を1人の人が年間幾らするというのでやればいいんですけれども、そうじゃなくて、その団体の職員さんが自分の業務の一部を割いて、町のその業務をするということで、1日8時間働く中で、自分の団体の業務を5時間したと。あと残り3時間は、町から委託された分をするということであります。その中で、その3時間分を町がお支払いすると。だけど、お聞きしたら、きちっと働いた時間をつけて町に申請をしてありますということでありましたけれども、実際そういうことが本当に可能なのか。1人の人が同じ業務を。そういうことで、そこら辺もしっかり見ていかなければいけないんじゃないかなと思います。本来、この補助金で人件費を出すということ自体がどうなのかなということもあります。そういうことで、先ほど言いましたこの補助金の見直し、これをひとつやっつけていけば、一般財源でも、かなりこの財源が出てくるんじゃないかなと、そう思います。いかがでしょうか。

○坂本博樹企画財政課長

議員のほうからは、各種団体への補助金の見直し、そういったところで、一般財源の捻出をというような御質問かと思えます。

現在、各種団体に補助金を交付いたしております。この補助金の額については、現在令和6年度の当初予算の要求もあっておりますけれども、毎年度各部局が所管している補助団体、そういったところの決算であったり、活動内容、そういったものを含めて予算要求をされ、それについては企画財政課のほうで十分内容の聞き取りをし、そしてその事業効果がどうなのか、真に必要な補助金なのか、そういったものを含め

て予算を計上させていただいております。今まで補助金につきましては、財政的な面で一律1割カットとかという財政手法、運営の手法も行ったところでございますけれども、それぞれ補助金の団体が違うございます。再度、毎年のことではございますけれども、その補助団体の決算の状況などを含めて、そして活動内容、会員がどうなのか、会員の推移がどうなのか、そういったところを含めて毎年度検討して、補助金の額については査定をさせていただきたいと思っております。

そういったところで、少しでも一般財源の捻出ができれば、他の事業等にも活用できるという、そういうふうに思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

今、私がお話ししたことに対して、副町長、どのように感じられて、どのように対応されるのか、伺いたいと思っております。

○百武和義副町長

先ほど企画財政課長がお答えしたとおりでございますけれども、特に議員が御質問された各種団体の補助金について、これについては、合併して随分期間が過ぎてまいりまして、人口減に伴いまして、各団体の会員さんも減少しているという中で、見直しは必要であるということで、ここ数年議論はしてきたわけでございますけれども、なかなか一気には見直しすることができておりませんけれども、各担当課のほうでいろいろ検討をしてもらいながら、できるものから今しているところでございます。これについては、議員御指摘のとおり、いろいろな観点から見直しを行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

最初に言いましたように、お金があればいいんですけれども、お金がないわけでありますので、そこら辺はしっかり御検討をお願いしたいと思います。

次に、ふるさと基金活用、またふるさと納税についてお話をさせていただきます。

まず、今ふるさと納税の基金の残高が9月末で11億388万円あります。そういうことで、基金ということで、今白石町では全基金が98億6,100万円近くございます。その中で、この基金を今取り崩して運用をされている町の財政でありますけれども、財政調整積立金、これは年々減少をしております、本町では保有目標額が20億円、これを切らないようにしていくということでありますけれども、年々この保有高が減ってきております。そういうことで、この決算上で余剰金は2分の1以上の額を財政調整積立金に入れなければいけないということで、無制限に財政調整積立金を使うこともできませんし、そしてまたいろいろな学校等の統廃合によって、学校の施設等も整備されております。これは、白石町の振興基金を今活用されております。そういうことで、全体的に基金を活用するというのは、お金を取り崩していくというのは厳しい状況になっております。いざ何かあったときにはお金が要りますので、災害等ですね。

そういうことで、必ず必要になってまいりますので、むやみに取崩しはできません。
その中で、今ふるさと納税をされております。このふるさと納税の今年度の現状、
また過去の実績について、参考資料を基に御説明をお願いします。

○谷崎孝則商工観光課長

ふるさと納税の過去からの推移などにつきまして、御説明をいたします。

資料請求がございましたので、資料に基づきながら説明をいたします。

ふるさと寄附金の金額につきましては、資料のとおり、近年は右肩上がりが続いて
おります。今回の資料では、一応令和元年度からの数字を掲載させていただいており
ます。

先ほど、右肩上がりということで申し上げましたけれども、しかし本年度の令和5
年度10月からは、このふるさと納税制度の改正の影響によりまして、制度改正前の駆
け込み需要は高まりまして、今年度9月の寄附金額につきましては一時的に増加、昨
年度と比較いたしまして約5.6倍の実績がございましたけれども、改正後、10月1日
以降の寄附金額につきましては、例年の約半分程度と、現在落ち込んでいる状況で
ございます。この件につきましては、全国ほとんどの自治体に共通して言えることであ
るというふうに思っております。この辺につきましても、ふるさと納税のシンクタン
クでありますふるさと納税総合研究所などのコメントなどにも載せられておりまして、
全国の自治体で共通している課題といえますか、そういう現状でございます。

よって、これら制度改正の影響を踏まえますと、現段階では、令和5年度の寄附金
額につきましては、昨年度と同程度、約13億円を本町としては見込んでいるところで
ございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

10月から制度が若干変わりました、9月にかなり多くの方がふるさと納税して
いただきました。その反動で、10月からどうなるか、それを踏まえまして、本年度は前年
並みの13億円と予想されております。それで、資料請求にもありましたように、ふる
さと基金が今活用されております。実は、このふるさと基金を活用されているのは、
42事業ございます。その中で、特に1,000万円以上を充当されているのは17事業ご
ざいます。一番多いところは、1億円近く使われているところもございます。本年度、
前年並みの納税があるということでございますけれども、これは令和4年度ですけれ
ども、年間約6億3,200万円近く充当されております。それで、過去からずっと見る
と、過去は使っていたけれども、今は充当していないという項目もあります。また、
新たにここ一、二年で充当した事業もございます。連動しております。そういうこと
で、令和4年度は42事業されておりますけれども、この42事業をこのまま継続されて
いくのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○坂本博樹企画財政課長

ふるさと寄附金につきましては、全国から白石町を応援したいという、そういった

皆様方からの寄附で、ありがたく思っております。それで、若干御説明を申しますと、ふるさと寄附金につきましては、当初は寄附金全額を基金のほうに積立てをさせていただいたところがございます。それで、令和4年度から、ふるさと寄附金の寄附額の半分を基金に積立てをさせていただき、その残りにつきましては、ふるさと納税に係る経費という形で寄附金の活用をさせていただいております。現在、先ほど言われましたように、各種事業につきましては、寄附者の意向によります活用メニューの中から事業を選定して、寄附金の充当をさせていただいております。

現在の本町の財政状況を申しますと、こういったふるさと基金も活用をさせていただきながら、先ほど来出ています財政調整基金、これにつきましても多額の繰入れをしながら予算編成をしているというのが現状でございます。これらの事業を継続するかということでございますけれども、寄附者の意向に添った、希望に添う活用メニューに合うものについては十分活用させていただきたいということで、財政状況を十分見ながら、このふるさと基金につきましても活用させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

ふるさと基金を活用するというところでございます。

それで最後に、来年4月から中学校が統合されます。また、9月からは新学校給食センターが稼働することにより、学校給食の一本化が実現をしてきます。近隣の町と子育て環境に違いがあることはあまり好ましくないということで、特に大町町、江北町、太良町は無償化されております。これを機会に、学校給食の完全無償化を実現すべきではないかということで、実は私、先ほど言いました太良町、江北町、大町町に行ってまいりました。そして、現場の声をお聞きしました。太良町では、完全無償化ということで、平成27年から実施をされております。約8年近くになります。どういう目的でやられるかと言えば、保護者の教育費の負担を軽減し、家庭生活環境の向上と、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを支援することを目的としているということで、小・中学校生徒数が521人で、補助金が2,633万円ですね。これは、どういう財源でされてあるかということ、過疎対策事業債を充てているということでございます。そしてまた、江北町も平成29年から、あまり変わりません、2年遅れてですね、完全無償化をしてしております。それまでは一部無償化でございましたけれども、一部無償化は平成23年から平成28年まで、5年間一部無償化、白石町みたいな形ですね、今やっている。それで、29年からは完全無償化。これは、財源は何かと言えば、ふるさと応援基金をされていると。全部で小・中学校生805名いまして、約4,000万円近くの補助をしてあるということです。また、大町町においても、令和元年7月からされております。これも生徒数は小・中学校383人、財源はふるさと基金ということでございます。

このように、ほかの町とは財政の状況も違うし、人口も違うし、産業も違います。また、財政的に厳しい中で実施をされております。一概に同列にすることはできないと思いますけれども、この3町が、お話を聞いたときに、町長さんが就任されたとき

に公約として、我が町の子どもをしっかりと育てるということに力を入れたいということで、どの町もそういう思いが強くて、確かに我が白石町よりは財政的には小さい町でございます。そういう中でも実施をされております。先ほど教育長からもありましたように、学校給食、食育は教育の一環であると。教育の一環であるならば、全ての子どもたちが均等にそういう教育を受ける必要があると私は思います。いろいろな財政的な面もあると思えますけれども、そういうことで思えますけれども、いかがでしょうか。

○田島健一町長

溝口議員からは、いろいろ御質問をいただきました。学校教育課長や企画財政課長、また教育長からの答弁もさせていただいたところでございます。このような議論を見ておられます、学校給食とはあらゆる面において大切なものでありまして、その中でも子どもたちの健やかな成長には欠かせないもので、引き続き質の高い学校給食を提供すること、この必要性を改めて感じているところでございます。

新しい学校給食センターの稼働を機会に、学校給食の完全無償化を実施すべきではないかという御質問でございますけれども、先ほど来申し上げましたように、本町におきましては、子どもたちの健やかな成長に必要な質の高い学校給食の提供を続けるためには、保護者の皆さんにも一部負担をお願いしながら、町の支援として給食費据置きや、出費がかさむ小学校6年生と中学校3年生においては無償化をさせていただいているところでございます。私の9月議会での答弁の繰り返しとなりますけれども、学校給食費の無償化につきましては、子どもたちを学校に通わせている保護者の皆さんにとって、非常に関心があらわれる行政サービスだと思っております。しかしながら、今現在既存の住民サービスを維持すること、あるいは整えながら学校再編を含んだ公共施設の統廃合など、多数の大型事業に取り組んでおる特殊な状況下でもございませうということも事実でございます。他の町の実例も申されました。また、町長の姿勢というか、また教育の方針としても、やるべきではないかというようなことを申されましたけれども、私の胸にもぐさっと来るものがございませうけれども、私は町のトップとして、行財政運営の責任者として、白石町が健全な財政状況で将来も継続していけるように努めていく必要がございます。まずは、学校再編を最優先して、学校給食の完全無償化につきましては、改めてメリット、デメリットを整理し、大型事業などに要する経費を把握するとともに、その影響を考えながら実施については検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○溝口 誠議員

9月の一般質問で、重富議員もこの件について質問されました。私も、3月の議会で議案審議の中で町長にこのことを伺いました。そのときの答弁も、こういう答弁がございました。ほとんどのまちが全学年無償化しているというのを私どもも十分分かっておられます、今後はそちらに向かっていかなければいけないだろうという認識はあります。これについては、先ほど議員からもふるさと基金といいますか、ふるさ

と納税も最近はたくさんいただくようになってございますので、そこら辺を子育て支援策として使わせていただきたいということで、そちらの方向で給食無償化に進めたらいいなというふうに思っているところでございます。こういう答弁をいただきました。それで、先ほど町長からも、いろいろな財政状況の中で、今の時点では検討する段階であるということです。じゃあ、どのような財政状況になったらこれが実施できるのか。先ほど言われました大型事業を抱えているということで、そういうのを踏まえながら、他の事業との絡みがあると思えますけれども、どういう財政状況になればいいのか、そして今後どれくらいになったらこれが実施できるのか、見通し、そこら辺までお願いしたいと思えます。

○田島健一町長

私の答弁が、あやふやではないんですけれども、実施については検討させていただきたいという回答でございましたので、そこら辺についての再度の質問かというふうに思えます。

よその町と違う大きな点は、これから学校再編をやらなければいけないということでございます。中学校につきましては、今年工事等も順調に進んでおりまして、来年の4月からは統合になります。小学校については引き続きということになりまして、有明の小学校を令和8年にスタートさせるための工事、また白石の小学校を統合して開校する12年に向けての工事、また福富小学校については統合はいたしませんけれども、古くなっておりますので、これに対してもいろいろな工事が入ってまいります。そういったいろいろな学校再編の事業、そしてまた学校再編に当たっては、今度は小学校が跡地利用をどうするかというところでの事業もまた入ってまいります。こういうことは、近隣の市町とも違う白石町独自のものであるというふうに思えます。そういった中で、見通しを立てていかなければいけないということになるわけでございます。

また、ふるさと基金を使っている町が多いということでもございました。先ほど資料の中でも、令和元年からの推移の中で、右肩上がりということでございましたけれども、先ほど3月議会で議員が質問されたというお話もございましたけれども、その時点と大きく変わった点は、先ほどもふるさと納税の制度が一部変わったというのが10月からございます。それに伴いまして、白石町のふるさと納税につきましても、9月までは5.6倍という大きな伸びであったんですけど、10月以降は例年の半分以下ということで、トータル的には前年と同じぐらいだろうと。そういうふうに、ふるさと基金につきましても確実性があるわけじゃないということをおきし、御承知おきしていただきたいなというふうに思えますし、制度そのものだけじゃなくて、応援する方たちも日本全国でございますので、白石だけがどうのこうのでもないというふうに思えますので、これは確実性じゃない。その中の一部としての利用はできようかというふうに思っております。内部の議論の中でも、あまりふるさと基金、ふるさと基金と言って、恒常化ですか、一般化させておくと、それがなくなったときに事業をやめてしまわないかん、もしくは一般財源を圧迫せないかんというふうになりますので、そこら辺も十分に検討せないかんということになりますので、私も前もって実施につ

いては検討させていただきたいと申しましたけれども、まだまだ学校ができます12年までぐらいは、まだ厳しいんじゃないのかなど。しかしながら、前向きの話としては、いろいろ町民の皆さんたちの御理解をいただきながら、全体の予算の中でやるというのもあるかというふうに思いますので、一年でも早くなればというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

小学校、旧白石町の4校の統合まで、令和12年、あと6年ございます。6年間できないだろうというお話でございました。そういうことで、完全無償化は無理、その間は厳しいかもしれませんが、この給食費は白石町は公会計でやっておりますので、ここら辺の、今の給食費の材料費の補填をしてありますけれども、そこら辺の拡充を少しするとか、そこら辺の検討は、あと6年間はできませんよと、何か夢がない、希望がないですね。6年間辛抱しとかんばいかん、辛抱と言うといかんですけどね。じゃなくて、できなければ、それに代わる手当を、公会計でもありますし、材料費をもう少し補填をするとか、そういう手だても考えるべきではないかと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひし、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで溝口議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時27分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。吉岡正博議員。

○吉岡正博議員

議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、これまでの答弁を確認する形で行わせていただきます。

先日、研修会で、民間企業の出身の市長さんが、行政には検討する、検討しますという便利な用語があることを知ったと言われておりました。新人議員の自主研修会でも、執行部の検討するという答弁は、その意味合いを考えるようにと話がありました。また、住民の方から、質問して終わりではなく、その後どうなったのかを聞いてほしいとの御意見もいただいております。

これを念頭に、今回大きく2つの項目を質問いたします。

1つ目は、「どうする、文化財・町史は。」、2つ目は「大丈夫か、町財政は。」です。

では、まず第1項目めからですが、「どうする、文化財・町史は。」の質問です。

白石町は、文化財を収納、展示する博物館も資料館もありません。また、合併以来

19年が経過しますが、1つの町としての町史はありません。これまで、この状況についての質問に、検討する旨の答弁をしてありますが、その結果など、4項目について質問いたします。

1番目、収集文化財の現状についての認識は。

文化財収集と重要文化財指定の方針は。盗難対策も含みます。

文化財の保存と公開の施設等が必要では。

それで最後に4番目ですが、町史編さん、編集の準備が必要では。

この4つです。

では、まず小項目の1番目、収集した文化財の現状についての認識はについての質問です。

これは、本年7月に議会、文教厚生常任委員会で調査をしたんですが、白石町は農機具などの民具が多数、福富の干拓館、旧有明町役場の車庫に置いてあります。しかし、干拓館は展示品の入替えはなく、長年そのまま。再度の見学を意識してはないと思います。旧有明町役場の車庫は、置きっ放しで整理や保存を意識したものではないと思います。この件に関しまして、昨年、令和4年9月議会で内野さよ子議員が、歴史資料館の設置が必要ではという質問があり、町長は、将来的には資料館という大きなやつを造らばいかんという考えもありますけれども、まずは今あるものを、先人たちが造っていただいた資料館をもっと外向けにPRさせていくべきじゃないかと思えますと答弁をされております。今ある収集した文化財の状況に対する町長の認識と、今あるという資料館をどのようにPRされ、総合計画に示された保存、公開、活用をするように指示をされたのか、お伺いいたします。

○田島健一町長

まず、収集した文化財の状況に対する認識についてでございますけれども、議員が話されたとおり、白石町には収集した全文化財を1箇所に集約し、展示、保管する施設がございません。そのため、展示については、先ほど申されましたように、有明スカイパークふれあい郷の自有館やふくどみマイランド公園の干拓館のスペースなどを利用して、展示をいたしております。ほかについては、旧庁舎の車庫などに仮に保管している状況でございます。現在の保管状況は十分とは思っており、今後適切な保管に努めていかなければならないと思っております。また、展示している施設の利活用についても不十分だと考えてはおります。そういったことから、生涯学習課において展示方法やそのPR、併せて保管についての検討も行うようにしているところでございます。議員がおっしゃいますとおり、これまで3町を合併したときから、何らこのことについてはなされていない、旧白石町、旧有明町、旧福富、それぞれに文化財といえますか、そういう遺物があるわけでございますけれども、それを一堂に会して展示するとか、どういう目的だったのか等々を調べていくということもまだなされていないというのが現状ではございます。これについては、職員体制についても文化財、これは須古城の話もでございますけれども、一般の事務職ではなくて、そちらのプロといえますか、そういった詳しい方も入れていかなければいけないということで、今文化財、考古学の専門職も職員としての採用をさせており、今勉強中ということで

すね。白石町民の方じゃなかったものですから、そこら辺の勉強中もごさいます。そういったことも踏まえて、具体的に生涯学習課のほうには検討をさせているところでごさいます。これについてもまだまだ場所とかなんとかも分かりませんので、スケジュール的にどうやったらよかろうかというところからスタートをせざるを得んというところで、ぼやっとしているんですけども、ちゃんと生涯学習課には検討をさせているところでごさいます。

以上です。

○吉岡正博議員

今、町長の認識が、3町合併後何らされていないというお話でしたが、そこは私どもの認識と一緒にだなど。つまり、していないという状況の認識は一緒にだなどということの答弁だったと思いますが、おっしゃったように、私も見ていまして、文化財専門員が以前は1人でした。その1人が定年退職を迎える近くになってから一人一人採用されて、結果的に3人採用になって、今文化財専門員が3人も白石町にいるようになっております。これは、私は評価するところでごさいます。それで、この3人の方がまだ、確かにおっしゃったように、採用されてから期間が短うごさいます。3番目の方はまだ数箇月ですか。でも、陣容としては3人もそろいましたので、いよいよこれから整理にしても文化財の調査にしても進んでいくと思いますので、先ほど町長がぼやっとしている状態とおっしゃいましたけど、それをはっきりさせた状態にしていただきたいと思うところです。

それで、小項目の2番目の質問に移りますけれども、文化財収集と重要文化財指定の方針はの質問です。

まず、確認ですけれども、白石町にある重要文化財は県の指定が6件、町が指定しているのが12件で、そのうち彫刻や絵画、古文書が12件と認識しておりますが、そうでしょうか。担当課長のうなずきがありましたので、そうだということで、それでは白石町にはもっと多くの歴史的価値がある文化財があると私は予想いたしますが、指定の方針や基準はどうなっているのかをお伺いいたします。これを質問するのは、指定された場合の問題点です。文化財指定をされますと、公開が原則でごさいますので、地図などに文化財としての説明、そして所在地が示されます。それで公開されますし、それが一つの宣伝ではごさいますが、これはある意味盗難や泥棒を誘っているような地図に私は感じます。これは、普通の民家、文化財があるような家屋は家自体が古くて、泥棒に入ろうと思えばいつでも入れる状態です。私の身近でも、神社の社務所から甲冑やよろいが盗まれたり、お向かいの物置からは生け花やお茶の道具が盗難に遭っております。盗難の可能性を大きくする文化財指定や公表は、盗難や維持のフォローまで考えないといけないとの考えからの質問でごさいます。いかがでごさいますでしょうか。

○矢川靖章生涯学習課長

まず、重要文化財指定の方針についてですが、町やその地域の成り立ちを理解する上で欠かせないもので、貴重なものを指定の対象としております。国、県、町などの

文化財に指定する場合、事前に文化財所有者からの同意が必要となります。町内の例としますと、須古鍋島家寄進の妻山神社の一の鳥居、二の鳥居が挙げられます。指定の流れとしては、教育委員会より文化財保護審議委員会に諮問を行い、調査、審議いただき、教育委員会への答申、所有者からの指定についての同意を得た後に、町の重要文化財に指定されます。直近では、平成24年に2件の指定を行っております。また、県、国となりますと、佐賀県、日本の成り立ちを理解する上で欠かすことのできない文化財ということになります。町内の例として、県指定重要文化財の稲佐神社の石造り肥前鳥居が挙げられます。こちらは、以前町指定でありましたが、文化財の価値が再評価され、県指定となった経緯があります。重要文化財に指定することで、個人の所有でありながらも、住民の共通の財産となることになり、公共的な性格を帯びることになります。議員が懸念されるとおり、個人で所有されている現状未指定の彫刻や絵画などの指定に足る内容を有した文化財が指定文化財となり、所有されている物品の内容や所在地、所有者の情報について公になることで、結果として盗難などのリスクやトラブル発生の可能性が上昇すること、保護と公開の両立について所有者の負担が発生することについては、町としても認識しているところです。対応の一つとしては、個人所有の指定文化財の維持管理が困難となった場合や、盗難などの防犯面からの不安がある場合などに、対象文化財の所有権を手放さず、文化財を自治体が預かり、保管と管理を行う寄託という方法があります。しかし、現在町には文化財を厳格に保存、管理できる施設はないため、この対応を白石町が取ることは困難です。実情としては、古文書などについては佐賀県立図書館を、また県指定重要文化財については佐賀県立博物館・美術館などを紹介するなど、仲介を行っているところです。実際に、町内の県指定重要文化財については、盗難の懸念から、一部が県立博物館・美術館に寄託された例があります。指定文化財が県立博物館・美術館などに保管されることにより、盗難などを防ぎ、後世に伝えていくという目的は達成されるものと考えております。

今後、指定文化財候補に対応する場合については、所有者の個人情報の保護についても留意しながら、指定文化財制度を運用していきたいと思っております。他自治体の例として、外部に公表する指定文化財の情報については、個人所有のものについては個人蔵、所有所在地についても地番ではなく地区名までの記載にとどめ、個人情報の保護を行っている例があります。先行する他自治体の取り組みを参考にしながら、指定文化財の保護と公開について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

今答弁にありましたように、重要文化財の保存と公開を両立させるという点においてなんですけれども、確認ですが、先ほど寄託という方法がありますというお話がありましたけど、それは白石町に寄託されても、今現在は置くところがない、はっきり言って困るという状態なんですよね。また、うなずいていただきましたのでそうだと思いますが、すると寄託という方法は私も承知しておりますが、物によっては白石町にあるからこそ価値があって、公開をする価値があるというものがあるんですが、そ

れを県立博物館に寄託しても、結局県立博物館のレベルだと倉庫に眠ってしまうという状態になって、それでは意味がないと私は思うんです。その点においては、白石町のほうで寄託を受けて公開をできるというのが理想だと思うんですが、いかがでしょうか。

○矢川靖章生涯学習課長

今議員が言われたとおり、白石町のものは白石町で公開というのが一番理想的であるというふうに思いますが、残念ながら、現在そういう施設がありませんので、同じような答弁になりますが、所有者の希望を聞きながら対応していくしかないのかなというふうに思っております。

○吉岡正博議員

今の質問を受けての話になってまいりますけど、小項目の3番目の質問でございます。

文化財の保存と公開の施設等が必要ではということなんですが、先ほどの盗難対策はもちろん、文教厚生常任委員会の調査で回ったときも、あるところですが、そのときは見せていただいたんですけど、普通は押し入れの奥のほうに置いていますとおっしゃっていました。それに公開すつとは簡単じゃないですねというお話で、議会の調査でしたから出しましたというお話がありました。そういう状態です。

それで、盗難対策ももちろんなんですけれども、歴史的価値のある文化財の保管、それから特にその中でも工芸品や絵画、古文書については、湿度や温度の管理、それから紫外線や虫食い対策などの文化財を良好な状態に維持するために、専用の保管庫や施設が必要と考えます。一方、先ほどの話にもありましたように、文化財の歴史的価値を町民が共有し、総合計画にある郷土白石への愛着と誇りを育てていくためには、公開のための施設、博物館、資料館が必要だと私も考えます。この件は、同じく内野さよ子議員の質問にも、生涯学習課長は以前、須古城跡の遺物の収蔵や歴史的な資料を含めた歴史資料館を整備することで、太古の出土遺物から近代の農耕用民具まで、幅広い時代の歴史の遺物を適切に保存し、展示、公開、活用していかなければならないと考えていますと答弁をされていますし、本年9月の議会でも、答弁の鉄則どおり、同じ答弁をされております。その後、この件についてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○矢川靖章生涯学習課長

歴史資料館等の整備につきましては、令和4年9月議会、また令和5年9月議会での一般質問での答弁と同様な答弁になりますが、当町の歴史を語る上で重要な須古城跡の遺物や歴史的な資料から近代の農耕用民具まで、幅広い時代の歴史資料、民俗資料を適切に保存、展示すべきことの必要性は十分理解をしております。進んではおりませんが、今後の学校再編を含めた施設の統廃合、公共施設跡地の利活用等による機能や配置の適正化を進めていく中で、検討していきたいというふうに考えております。

○吉岡正博議員

答弁の鉄則は、同じことを聞かれたときには同じように答えると、答弁の仕方を変えないというのが鉄則でございますので、そこはそのとおりされておりますが、最後に進んではいないという言葉がついたということは寂しいところではございますが、なかなか進んでいないんだなというところです。

それで、4番目の質問なんですけれども、今度は目線を変えますが、町史編さん、編集の準備が必要ではの質問です。

現在の白石町ができてから、今月でちょうど19年が過ぎます。合併に携わったときの元職員といたしましては、そんなにたつのかなと感慨無量になるところです。この19年の間にも、地震や2度の大水害、庁舎の移転、嘉瀬川ダム completion、白石町に縁が深い県知事の誕生、最近ではコウノトリ、そして合併20年目の来年は中学校が統合します。しかし、これを記録する白石町史はまだありません。旧3町の町史の発行も、旧白石町史が昭和49年、福富町史が昭和45年と続編が平成4年、有明町史が昭和44年とのことで、本編作成から49年、53年、54年と半世紀が過ぎております。これに対しまして、町史の編集が必要ではないかの一般質問がこれまで中村秀子議員、内野さよ子議員からなされておりました。令和2年9月議会で町長は、町が1つになりましたので、新しい白石町として町史というものが重要だと思います。合併して20年記念というような形でできたらいいんじゃないかなと思いますとの趣旨を答弁されております。あれから3年、来年は合併20年目ですが、町長はどのような指示をされているのか、進捗状況をお伺いします。

○田島健一町長

新白石町の町史についての御質問にお答えしたいというふうに思います。

議員が言われますとおり、旧3町の町史の発行からそれぞれ50年以上が経過しており、以前の町史への質問でもお答えしておりますけれども、新しい白石町としての町史は重要だというふうに考えております。3町合併から来年度でちょうど20年を迎え、また令和6年度の中学校の統合、及びその後の小学校の再編も控え、町史編さんのタイミングとしては到来しているものと思っております。まずは、旧3町の町史を生かしながら、編さんの方法、ボリューム、発行時期など、どのような新町史とするのかの基本方針を検討しなければならないと思っております。今後有識者等で構成する、仮称ではございますけれども、新町史編さん検討委員会を設置し、その中で町史編さんの基本方針を検討していただき、決定していただきたいと考えているところでございます。スケジュール等については、新設される検討委員会で基本方針から具体的な編さん方法を具体的に検討される中で、検討されていくものではないかなというふうに思います。

以上です。

○吉岡正博議員

ただいまの答弁は、検討委員会をいよいよつくられるという答弁だったと思いますが、そういうことですか。いやいや、すごいなと思います。突然進歩が出ていました

ので、そうですね、はい。ここ数年で文化財専門員も1人から3人に増えましたので、その体制も十分整っていると思いますので、ありがたいことだと思います。私がありがたく思う必要はないんですが、いいことだと思います。ちょっとうろたえております。

そしたら、ここで企画財政課長に振りますけれども、そろそろ来年度予算の査定時期で、ただいまの町史編さんの検討委員会ができるということであれば、生涯学習課からそれなりの予算要求があるかと思いますが、その中で優先順位、予算づけというのはしていただけるのでしょうか。そこまで確約を取らないとなかなか進まないと思うので、確認です。

○坂本博樹企画財政課長

さきの溝口議員の一般質問の答弁の中でもお答えさせていただきましたけど、今令和6年度の当初予算の要求が各課から上がってきております。今、財政系のほうで個別に聞き取りをしながら、本格的には年明け1月から査定をすることになります。それで、先ほど言いました委員の設置に関する経費等々につきましても、十分関係部署と協議をしながら、必要性、そういったものを十分認識して査定をして、予算を編成していきたいと考えております。この場ではそういう答弁でよろしく申し上げます。

○吉岡正博議員

いや、この場というよりも、先ほどの答弁は生涯学習課長の答弁じゃなくて町長の答弁ですから、それを否定するようなことではいけないと思いますが、十分検討して前向きに、積極的に検討するという形でお願いしたいんですが。

○坂本博樹企画財政課長

若干言葉足らずで申し訳ありません。先ほど町長答弁もありましたように、必要性は十分、町史編さんについては必要というところで町としても考えていますので、前向きに予算についてはつけていきたいと思っております。

以上です。

○吉岡正博議員

前向きという言葉が出ましたし、町長のほうからもお言葉がありましたので、つくものと思って期待しておきます。先ほど町長答弁にありましたし、今の予算づけも前向きに検討していただけるということでございますし、繰り返しになりますが、専門の職員の増員もあって3人体制も取っておりますので、町史編さん、編集の着手が確実になったということを考えます。

ここで提案なんですけれども、資料館にしても新しい町史にしましても、さっき町長からもありましたが、単に旧3町の歴史を合わせるという形ではなくて、これまでと違う視線、目線で作るということで、海側からの干拓に至る一つの歴史ということで見てみたらどうかという御提案です。

これまで白石町は、歴史を、それからパンフレット等の写真でも、山から海のほう

を見てきました。しかし、白石町を山から見ると、白石平野は一望できません。一方海側から見ると、白石平野と杵島山は一望できます。今の白石町を見たときに、干拓の歴史は1つです。江戸時代の五千間土居、六千間土居、これは共通語ではどうかあれですが、これらの江戸時代の堤防、そして近代に入ってから堤防は一続きです。そして、干拓は旧3町の共通の歴史ではなくて、現白石町の一つの歴史です。そして、海を土地に変えた技術、干拓に伴う白石町特有の水問題、それから農産物、農機具や集落の発達、町村合併の歴史があります。海からの視線を資料館と新しい町史のコンセプトにし、干拓に至る歴史を描くという形でしたらどうかという御提案でございます。実はこの提案は、複数の住民の方から同時期に別々にお話をいただいたことを、私なりに合わせて提案するものでございます。

○矢川靖章生涯学習課長

干拓の歴史という視点で、資料館ではコーナーを作ったり、町史では章立てができて、ユニークだというふうに思います。今後、参考にさせていただきたいと思えます。

○吉岡正博議員

今のは、参考にさせていただければというところでございます。総合計画の目指すべき方向の欄に、ふるさと白石町の歴史に対する興味、関心を醸成し、郷土に対する誇りと愛着心の向上を図りますとされております。町史については、検討の段階から着手の段階、実行、検討委員会の段階に入ったということをうれしく思い、この大項目につきましては終わります。

では、大項目の2番目、「大丈夫か、町財政は。」の質問に移ります。

先ほどは、予算支出を伴う質問でしたけれども、今度は財政健全の質問です。

持込み資料で財政の指標の推移を見てみたいと思えます。カメラは、パネルを映していただけますでしょうか。あちらですね、カメラの位置はですね。

本日の質問の1番目、溝口誠議員から説明にもあった件でございます。

まず、経常収支比率です。

これは、財政の柔軟性を見る指標です。経常収支比率は75%、この赤線ですね、この赤線を越えないことが望ましいとされております。しかし、白石町は平成22年に79.8%まで下がったんですが、平成28年に90%の線を越えまして、91%になりました。その後も上昇を続けまして、令和元年には96.6%になっております。しかし、令和3年までに84.3%まで急激に下がったんですが、また令和4年度、これは決算ですけども、決算では89.9%と、90%近くまでまた上昇しております。令和3年9月議会で、3年度決算が84.3%になった——ここですね、下がったところ——ことを私はびっくりいたしました。よい意味で驚いて、私はその努力内容を財政課長に質問いたしましたところ、国からの交付税が増えた一時的なものとの答弁でした。本年9月議会では、この4年度の89.9%と急激に上昇した件を友田香将雄議員が質問されると、低ければいいけれど、国の状況によるがとの答弁で、何となく危機感を感じませんでした。

次に、実質公債費比率です。

これは、借金の指標です。借金ですね。本町では10%、この線です。この10%を要注意基準と定めてあります。しかし、平成27年度、28年度に6.9%まで下がったんですが、今度は上昇しまして、令和2年度、3年度にはこの赤い要注意基準の10%に2箇年となっております。しかし、今度は、4年度はこの要注意基準を超えて10.1%となっております。これは微妙なところなんです、上がっております、赤線よりも。となっております。これをどのような状況と捉えているのか、そして今後の財政運営は大丈夫なのか、4つの項目について質問いたします。

経常収支比率と実質公債費比率の推移の理由はというのが1番目です。

2番目、5年度の状況は。これはまだ、決算でいっておりますので4年度までしかありませんが、5年度、現在の状況はです。

今後の財政運営への影響は。

そして最後に、この状況に危機感を持つ必要はないのかです。

カメラは撮影ありがとうございました。

まず、小項目の1項目め、経常収支比率と実質公債費比率の推移の理由はの質問です。

本年9月議会の決算審議で私は質問いたしまして、企画財政課長から説明がありましたが、今回傍聴やテレビ、ユーチューブ視聴の方のために、いま一度一般質問の答弁として説明をお願いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

経常収支比率につきましては、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標でございます。人件費、扶助費、公債費など、経常的に支出される経費、いわゆる経常的経費に対しまして、地方税や普通交付税など、毎年度経常的に収入される一般財源、経常一般財源、これと臨時財政対策債を合わせた額がどの程度充当されているかを見る指標でございます。この数値が低いほど財政構造に弾力性があることを表してございまして、経常的な経費が増加すると数値は高くなって、財政運営は硬直化をするということになります。経常的な経費以外に使える財源に余裕がないことを表します。

令和4年度の決算におけます経常収支比率につきましては89.9%となっておりまして、前年度、令和3年度と比較しまして5.6%高くなっている状況でございます。高くなった理由といたしましては、算定上分子に当たります経常的経費のうち、主に公債費——起債の返済です——の増と、補助費等に該当します一部事務組合等への負担金が増加したことなど、また分母となります経常一般財源につきましては、普通交付税が前年度、3年度より約4,300万円の減、それに加え臨時財政対策債が約2億3,000万円の減、こういったところが大きく影響をいたしているところでございます。

また、実質公債費比率につきましては、地方公共団体の財政状況を客観的に表しまして、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標の一つでございます。先ほど議員が言われましたように、地方公共団体の借入金、地方債の返済額の大きさ——この返済額の大きさにつきましては一部事務組合等が地方債を借りて、そ

の償還のための負担金、こういったものを含みますものを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものでございます。過去3箇年の計算をいたしまして、その平均値が実質公債費比率となります。令和4年度の決算における実質公債費比率につきましては10.1%となりまして、先ほど言われましたように、令和3年度と比較しまして0.1%の増加をいたしております。理由といたしましては、算定上分子に当たります公債費が増加したこと、また分母に当たります臨時財政対策債が大きく減少したことが影響いたしているところでございます。

この実質公債費比率につきましては、18%を超えますと、地方債の借入れについて国の許可が必要になる、早期健全化基準が25%、財政再生基準が35%というところになっておりまして、本町においては10%を要注意基準ということで定めて、急激に悪化する前の段階で対応を検討しようとする意味での一つの目安ということで定めております。

本町の歳入において大きな割合を占めております普通交付税や臨時財政対策債がこれらの指標の算出に大きな影響を与えますので、今後極端な財政悪化に陥らないようにするために、常に公債費、あるいは国の地方財政計画など、特に地方交付税等の動向に十分注意しながら、財政運営を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

今の答弁は、理由としては公債費、それから交付税等が増えた、減ったの部分だとおっしゃっていますので、なるほどなと思います。私の経験でいくと、経常収支比率は75%を超えないほうが望ましいということが財政のマニュアルや資料書等にお決まりのように書いてありますけれども、75%を超えない市町村は県内にはございませんし、私の経験では75%というのは相当理想に近い数値だとは思いますが、この頃白石町がまた高くなっているというのが気になるところです。

それから、実質公債費比率も、答弁にありましたように、国や県からの制限があるのは18%以上、25%とかありますが、そこにはまだ相当余裕があるわけですが、自主規制として10%という要注意基準にしたのであれば、これはそもそも早め早めの対応をするということだったと思いますが、2年連続で10%だったものがさらに高くなったというのは危惧するところでございますので、早め早めの対応をしていただくことが必要と思っております。今すぐ、これによってどうのこうのなるわけではないでしょうが、先ほどおっしゃいました公債費の増ということもありますので、今後じわりじわり財政を圧迫するのではないかとというふうに心配をするところです。

これについて、今後財政運営への影響としてはどのようなことが考えられるかなんですけれども、まず今後白石町はどのような大型事業、先ほどの溝口議員のときにも町長が触れられましたけれども、学校もあるかもしれませんが、今後白石町の中でどのような大型事業が考えられるのか、教えていただけますでしょうか。

○坂本博樹企画財政課長

今後の大型事業についてということでございますけれども、先ほど町長のほうからもありましたように、まず学校統合再編に伴う小学校の整備がございます。それと、現在継続費を設定しております住ノ江漁港の整備、流域治水対策事業、それと公共施設再編に伴います跡地活用による事業、そのほか老朽化している町営住宅の整備等、そういったものも考えられます。また、全体的に老朽化しております公共施設の改修等、こういったものも考えられまして、ここ数年は大きな事業が発生してくるものと考えているところでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

今の答弁は、今後予想される大型の事業というのが、学校統合再編に伴うもの、住ノ江漁港、これは相当な金額が今かかっておりますが、それから流域治水、水につからないようにすることですね。それから、学校なんかは相当空きが出てきますので、その跡地利用、それから公共施設全般が老朽化していきますので、そういうふうな改修の経費が必要ということですが、そういうもろもろなものが今後必要なわけですが、本年3月議会の令和5年度予算審議で、今後の財政について副町長に質問をしましたら、これまで以上に基金や地方交付税に依存しなければならない状況が続くと予想しておりますとの答弁でした。しかし、町にとって大きな収入である国からの地方交付税は、学校統合や公共施設の整理で、それから急激な人口減で、算定基準が相対的に減っていくと考えております。また、これまで国の税収増に伴いまして、国から交付税が増額してまいりましたけれども、今後は税収増分は減税になるという話ですし、国の予算もコロナ後は平時の通常の予算に戻るということでございます。白石町の借金である地方債現在高も、平成26年度には132億円に減少していたものが再び上昇しまして、令和4年度決算では140億円になっています。これは借金ですね。借金返済額も増加傾向にございます。町財政は、今後収入は減り、借金返済は増えるという中で、先ほど答弁されたいろいろな大型事業をしながら、常にしなくてはならない教育、子育て支援、産業振興、そして道路の補修など、多様な住民ニーズ、要望に対応できるのか。現状がどのように今後、これらのニーズに対して影響があるのか、お伺いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

今後の大型事業につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたような事業があるかなと思っております。このほか、経常経費につきましても、国の動向によりまして、国の制度として児童手当の拡充なども言われております。そういったところで、扶助費あるいは委託料等も増えてくるものと思っております。そういった中でも、人口減少対策、移住・定住、教育、子育て支援、産業振興、そして道路の維持管理など、本町発展のために必要な事業を行っていかなければなりません。

住民ニーズへの対応や今後の影響についてでございますけれども、人口減少なども影響して、本町の主な財源である地方税あるいは普通交付税は減少していくことが想定されるわけでございますけれども、不足する財源を地方債や基金にこれまで以上に

頼らざるを得ない状況になろうかと考えております。今後も町の総合計画に掲げております重点事業等に取り組むためには、事業の取捨選択、優先順位、ビルド・アンド・スクラップ、これにつきましては新しく取り組むべき政策があれば、その取り組みに充てる財源を生み出すために、これまで実施した既存事業の優先順位の見直し、つけ直し、そういったこととなっております。こういったところもしながら、財政運営が必要というふうに考えているところでございます。

自主財源の乏しい本町におきましては、地方交付税等、国の制度に大きく影響される状況の中でございまして、今後の数年間は一時的に地方債への依存度が高くならざるを得ないかなというふうに思っているところでございます。そういうことで、今後も歳入対策、収入対策や事業の進め方、そういったのも十分検討し、この厳しい財政事情を乗り越え、将来にわたる持続可能な財政運営を行っていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

今の答弁は、交付税が少なくなる中、地方債、基金に頼らなくてはならないということで、優先順位をつけて予算編成をしていくという話でございまして。優先順位をつけるというのは、お金があっても当然つけるべき財政サイドのお話だと思っております。

それでは、小項目の4番目になりますけれども、この状況なんですけれども、先ほど交付税が減る中で地方債、基金を頼りにするという状況ですけれども、私たちが危機感を持つ必要がないのかという質問です。私は元役場職員ですが、役場在職中には財政担当から、今後は相当厳しい財政運営になってくるのは必至であると説明があって、財政の危機感を感じておりました。しかし、現在議員になってから聞く答弁では、私の感覚的には相当な違い、危機感が感じられません。議員として安心してよいのか、財政に詳しい副町長に確認でお伺いいたします。

○百武和義副町長

それでは、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

議員が言われた以前の状況につきましては、白石もですが、合併した市町村の特例措置、優遇措置であります普通交付税の合併算定替え、これは本町のほうは平成17年度から平成26年度までの10年間でございましたけれども、この合併算定替えから段階的に縮減する激変緩和期間、これは平成27年度から令和元年度までの5年間でございますけれども、これを経て、合併後町本来の普通交付税の額となる令和2年度からの一本算定になるまでの頃ということになっております。当時の企画財政課では、合併算定替えから一本算定までに縮減していく金額を10億円以上と推計いたしておりました、町内各課にこのことを示しながら、厳しい財政状況になるということを示していきながら、情報共有に努めておりましたけれども、結果としましては縮減額は若干減りましたけれども、普通交付税と臨時財政対策債を含めました合算した額につきましては、6億円から7億円程度ということで、少し縮減の幅は小さくなってございまして、先ほどの答弁にもありましたように、経常収支比率や実質公債費比率などの算定上で

は大きな影響が現れているところでございます。

一方、現在の状況はと申しますと、これもこれまでにお答えしておりますけれども、既に当初予算の段階で多額の基金の繰入れを行いながら予算を編成している状況の中、学校再編を含んだ公共施設の統廃合など、多数の大型事業に取り組んでいる、また取り組んでいかなければならない特殊な状況でありまして、決して安心できるような状況ではないというふうに認識をしております。加えまして、主な歳入であります町税や地方交付税は大幅な増額が望めない中で、白石町が今後も将来にわたって安定した運営を続けていくためには、大型事業を実施するための財源やそれに伴う借金返済といった後年度負担はもとより、その返済がその他の経費に与える影響なども考慮しながら、いかにして基金、貯金を維持して、地方債、借金残高を抑えるか、今後も職員全員が常に危機感を持って、このことを意識しながら進めていく必要があるというふうに考えております。今後も町民の皆様からは様々なニーズが届けられ、我々も可能な限り行政サービスなどでお答えする所存ではございますけれども、これまで申し上げましたことを御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○吉岡正博議員

確かに、合併直後にいろいろな話があったのが、合併算定の一本化に伴って、合併の落ち着きに伴って、国から来るのが10億円以上減るということで、いろいろ話があったけれども、その後その縮減額が六、七億円ぐらいに減ったということは確かでございます。ただ、それがそのまま、財政が豊かになったわけではございませんし、先ほど副町長からありましたように、決して安心できる状態ではないということも私たちも認識しなくちゃいけないと思っているところでございます。

まだ時間がございますので、最後に令和6年度予算編成について質問いたします。

私の経験では、そろそろ各課の予算要求が出されまして、企画財政課の聞き取りが始まると思います。予算編成に当たりまして、各課に示されました令和6年度予算編成の方針はどのようなものなのか、教えていただければと思います。

○坂本博樹企画財政課長

令和6年度の予算編成方針につきましては、各部局の係長以上を対象として、10月25日に説明会を行ったところです。予算編成の方針といたしましては、本町の財政は自主財源に乏しいため、国の方針から大きな影響を受ける状況であり、大きな財源不足については毎年度多額の町債を発行して財源に充て、それでも不足する場合は基金の取崩しで帳尻を合わせている財政運営が常態化していること、基金残高につきましては今後減少していく見込みでございますので、近い将来基金の枯渇もあり得ることを強く認識しておくべきこと、また先ほど合併の話がありましたけれども、市町村合併でもたらされておりました財政支援措置である合併特例債、これにつきましては、これまで借入額の7割が交付税措置ということでされておりましたけど、これが令和6年度で終了となること、そのため、それ以降の事業量は縮小していかなければいけない。できる限り将来に負担を残さないよう、収支改善策にしっかり取り組み、健全

化を図っていくことが急務であるというようなことを伝えております。こうした状況を踏まえまして、各課においては事務事業の見直し、事業の優先順位の選択、こういったものにより合理化、効率化を行い、コスト意識の下、メリ張りのある予算編成が必要であると。そして、何よりも職員一人一人が本町の置かれた状況を理解し、少しずつでも着実に変えていくという改革意識を持つことが重要であること、こういったことを予算編成方針説明会の中で説明をさせていただき、そして加えて本町の財政状況等も説明し、各課には予算要求をお願いいたしたところでございます。現在、各課から要求が出ておりますので、それを基に現在財政係のほうで聞き取りを行ってまして、年明け1月すぐから予算査定を行っていくという状況でございます。

以上です。

○吉岡正博議員

とにかく認識を持ってしていただくということでございますが、例えば前年度何%カットという一律の指示はあっていないわけでしょうか。

○坂本博樹企画財政課長

そういった数値的なところは、具体的には何%カットとかという話はしておりませんが、先ほど申したように、常に危機意識を持って対応していただくようにしております。

以上です。

○吉岡正博議員

先ほどの答弁にもありましたように、財政課だけではなく、職員一人一人が財政に関する認識を持って、取り組みをしていただきたいと思います。

町民の安心・安全で文化的な暮らしを持続するためにも、効率的で健全な財政運営が必要と思います。それがあってこそ、資料館、町史などのメリ張りのある事業ができると思います。

以上で私の一般質問を終わります。

傍聴をはじめ、情報提供など、皆さんありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡正博議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時42分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。友田香将雄議員。

○友田香将雄議員

議員番号3番、友田香将雄でございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、子どもたちが安心して暮らせるまちづくりについて質問いたします。

全ての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な教育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。特に、子どもの健やかな成長に影響を及ぼすであろう児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題でございます。

その中で、令和4年に改正されました児童福祉法では、市町村の体制強化が図られ、こども家庭センターの設置の努力義務化が示されております。従来より設置されております子育て家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター間の連携がさらに一歩進んだ枠組みであるとともに、相談支援機能の一体化を図るものであるというふうに考えておりますが、このセンターに関する設置における本町の方針について質問いたします。

○木須英喜保健福祉課長

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

この児童福祉法が昨年6月に改正をされておりました、まだまだこども家庭センターについてのなじみがないのかなというふうに思いますので、若干そちらのほうの説明をさせていただきます。

国においては、これまで児童虐待防止等のために様々な対策を講じられてきたところでございますが、虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものというふうになっております。こうした子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、それと市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う、先ほど申されましたこども家庭センター、こちらの設置の努力義務化、それからこども家庭福祉分野の認定資格創設、それから市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする児童福祉法の一部を改正する法律が令和4年6月8日に成立いたしました。

市区町村には、現在母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける子育て世代包括支援センターと、児童福祉法に基づき、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応するこども家庭総合支援拠点が併存しております。これまで2つの機関で情報が十分に共有されず、支援が届かない事例が指摘されていたため、政府は組織を統合して体制を強化することで、支援が必要な家庭の見落としを防ぐ必要があると判断されたものでございます。具体的には、家族の介護や世話を日常的に担う、前も出ましたが、ヤングケアラー、それから虐待、貧困、若年妊娠など、問題を抱える家庭に対する支援提供計画、サポートプランの作成、それから家庭を訪問し、家事や育児の援助も想定されているようです。また、子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所づくりの支援や、保護者が育児の負担を軽減する目的で使用する一時預かり施設の紹介、その他虐待の疑いがある家庭について、児童相談所に伝えるなど、ほ

かの機関との連絡調整の役割を担っていくものというふうになっております。

議員お尋ねの白石町における方針でございますが、子育て世代包括支援センターが令和2年1月、それからこども家庭総合支援拠点を令和5年1月に設立をいたしまして、保健福祉課がその業務に当たっております。本町においては、重篤な児童虐待等の案件がなく、疑わしい案件については警察や児童相談所と連携を密にし、その対応を行っております。また、同じ課でその業務を実施することから、十分に情報を共有し、連携してその支援を行っております。また、国は令和6年4月からのこども家庭センターの設置を目指し、市町村に努力義務を課していますが、こども家庭センター業務全体の詳細を示すこども家庭センターガイドライン、こちらが令和5年12月末頃、それから設置に関する基本的な事項は、設置要綱として令和6年3月に各自治体に示す予定となっていることから、白石町において早急な対応は今のところは考えておりません。人的配置、それから予算措置等、設置に係る厳しい要件が課せられているようでございますので、今後の検討課題であると認識をいたしております。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほども説明がありましたように、今までの子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター、こちらのほうでなかなか網羅できなかったところに対しての対応をより強化していくというところで、このたびこども家庭センターのほうの設置が今後進められていくということの方針になっております。その中で、このこども家庭センター設置運営要綱のところに、これは文部科学省のほうにもあるんですけども、こども家庭センターの実施体制としては、こども家庭センターには組織全体のマネジメントができる責任者であるセンター長を1名、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を1箇所当たり1名配置する。統括支援員は、子育て世代包括支援センターまたは子ども家庭総合支援拠点に配置される職員の資格、例えばこども家庭ソーシャルワーカーなどを有している者や、十分な経験がある者が望ましいとあります。この虐待及び様々な子育て支援のところに関しては、かなり難しい案件が多いということもあわせて、まず制度に対しての理解とともに、見識が広い方、経験を培われている方が必要になってくるということも考えられます。そのことも鑑みますと、虐待案件への措置等、今後の制度の専門性が高い職員の配置や育成というところに力を入れていくべきであるというふうに考えておりますが、そのあたりについての方針を教えてください。

○木須英喜保健福祉課長

現在、人事異動等で、保健福祉課で虐待等の対応に当たる職員については、児童相談所及び市町の専門性強化を図る観点から、佐賀県で実施されております児童福祉司や調整機関に置かれた調整担当者への厚生労働大臣が定める基準に適合する研修、佐賀県児童虐待防止対策研修会のほうに参加をいたしまして、職員のスキル向上を図っております。しかしながら、こども家庭センターの設置に当たっては、母子保健と児童福祉両方の十分な知識を持つ人材の確保が重要になってきます。そのような人材を

確保するには、年数も必要でございますし、様々な事例に対応し、経験を積む必要があります。支援を要する者の実情を把握して、客観的な評価に基づき適切な支援につながるということが重要であり、相談援助であったり支援の見立て、こういったことに関する専門性を持った人材の確保を図っていく必要がございます。センター設置には、こうした職員の確保、または育成していくことが重要となります。その確保、育成に当たっては、これまで町において相談支援や保育などの業務に関わってきた職員、退職者を含めた経験者の活用、それから今後新設される予定となっております子ども家庭福祉の認定資格となる子ども家庭ソーシャルワーカーの積極的な取得を促進していくと、町において適切な人材確保、体制整備ができるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

専門性が高いといえますと、特に皆さん御存じのように、児童相談所、こちらについては特に、例えば虐待等の案件については集まるところでございます。例えば、この児童相談所のほうとの連携というのはどのような形で考えられているのでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

連携でございますけれども、児童相談所と町の窓口になります子ども家庭総合支援拠点との連携、相談体制についてですが、児童相談所では主に複雑、困難な問題を抱える子どもやその家庭に対して、子どもの安全を守るため、必要に応じて家庭に介入し、専門的な知見による支援が行われることというふうになります。一方、子ども家庭総合支援拠点、町のほうですが、身近な相談窓口として地域の実情を把握し、関係機関と連携をしながら、子どもやその家庭に寄り添いつつ、児童虐待等に対する予防的な支援を行っているところです。

今後は、児童相談所と子ども家庭総合支援拠点双方のメリットが生かせるように、これまで以上の綿密な連携や情報共有を行いまして、児童相談所との意見交換や資格取得等、研修等による人材育成、こういったところも視野に入れながら、よりよい行政サービスを提供するための効率的な組織づくりの考えの下、本町の子どもや家庭を支援する体制を充実強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

この児童相談所なんですけれども、ぜひ私としては、職員の皆様のほうにはどういった児童相談所の役割があるのかというのを理解していただきたいというふうに思っております。もちろん、よく理解していただいているというふうなことは承知してはいるんですけれども、より深く理解していただきたいというふうに思っております。

それで、なぜこのことを申しますかという、実際いろいろな虐待案件、私のほうにも虐待というか、子育てのほうからの御相談をいただくことが間々あります。そのときに、どうしても児童相談所のほうで踏み込むところと、あとはそこに踏み込んで

しまつては様々な影響があり過ぎるということで、その前段階としてぜひ行政側に入ってもらいたいというところの内容等があります。それで、ぜひこのあたりの采配というところを考えていくと、まずは児童相談所がどういうところか、どういう意味合いを持つのかというのをよく理解した上で、我々自治体のほうでも対応していくことが必要であるかというふうに思っております。なかなかこのあたりのすみ分けというか、役割という理解が進まないことによって、例えばいろいろな相談を受けたときに、すぐに児童相談所のほうに話が行ってしまつて、結果的に子どもたちのみならず、その御家庭に対してあまりよろしい形で決着がつかかなかつたという事例もあります。それを避けるためにも、今回こども家庭センターの設立のところに関しては、危険度が低いところに関しては市町が責任を持って対応することによって、その御家庭に対しての総合的な支援ができるようにというふうな枠組みを今回設けられるという方針になっているというふうに、私としては理解しております。そのためにも、市町としてこの児童相談所の役割と、市町が請け負うべき対応の仕方というところをしっかりと理解していくことが、今回のこども家庭センターの効果として最大限に発揮する形になっていくんじゃないかなというふうに思っております。

その意味合いからしても、先ほど申し上げました児童相談所との人事交流というところをしっかりと進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。これは、実際中央児童相談所さんのほうに私のほうが出向きまして、県内のいろいろな議員さんのほうと一緒にいって勉強させていただきました。そのときに、児童相談所さんのほうからも、ぜひ市町のこういった案件を取り扱う担当課さんのほうとも交流を進めていきたい、または職員の派遣というか、いろいろな形で勉強していただく仕組みをつくりたいというふうな意見を言われていることもありました。そういったことも考えていくと、先ほど答弁のほうにもありましたように、本町としても事案としては少ないんですね、虐待もしくはそれに準ずるような案件というものは。そんなに多くはないということがありますので、その中でも経験というところをしっかりと培うためには、こういったところもしっかりと進めていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、そのあたりについての見解をお願いします。

○木須英喜保健福祉課長

児童相談所との人事交流や派遣についてということで御質問をいただきました。

議員お尋ねの人事交流の必要性ということでございますが、十分に考えられることだというふうに私も認識しております。東京都のほうでは、実際検討をされているようで、ネット等で調べましたが、情報がありました。ただし、児童相談所職員の資格として、児童心理司と児童福祉司の2つの資格が必要であるということから、町の一般事務職員のほうの派遣が果たして可能なのか、こういったところの検討、またあと全国的に見ましても、児童相談所の専門職の確保、育成のほうは急務ということで、定員割れが続いている状態ということです。本当に市町のほうへの派遣が児童相談所のほうから可能なのか、こういったところも十分確認する必要があります。また、このほかに白石町の側の立場として、町の人員体制上、2年ないし3年等の長期派遣が可能なのか、また人事異動の固定化のほうにつながってしまうおそれも考えられると

というようなことから、こども家庭センターの設置に係る資格取得と併せまして、今後十分な検討が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほどの答弁にもありましたところをもう一つ質問です。

人事異動の固定につながるという答弁があったんですけども、この人事異動についてなんですが、こういう虐待案件、これに付随するようなセンシティブな内容のところに関しては、どうしても相談体制からすると、しっかりと腹を割って話せるような職員さんのほうに、相談される側としても安心されるんじゃないかなというふうに思っております。どうしても人事異動のところ、何年に1回異動しなきゃいけないというところは私としても理解をしてはいるんですけども、こういった特に属人的な一面を必要とする部署に関しては、これは例えば人事異動だったり、そこに関しては少し長期スパンとして考えていくことも検討するべきじゃないかなというふうに思いますが、そのあたりについての見識はいかがでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

人事異動のことに関する質問でございますが、具体的にそういった虐待等のほうに対応する職員の資格として、今現在この家庭センターの設置のところを見ますと、資格を取得しているのが保健師とか助産師、看護師、あと社会福祉士、あと学校教育法の教員免許を持っている方とか、いろいろな資格が想定されております。ですので、保健師とか保育士あたりは町のほうで資格を持っている者もおりますので、そういった方がまず優先的に研修等を受けられて、こういった業務に当たっていくのかなというふうに考えております。

それで、先ほどお話をいたしましたとおり、今現在も県のほうで行われている研修等も、保健福祉課のほうから研修に行っておりますので、そういったところで何とか対応をしていきたいというふうに考えておりますが、人事異動に関してはどうしても長期スパンの形になってしまいますので、そこは外部から招聘するとか、そういったところから短期的にでも雇用をして、相談業務に当たってもらうという方法も考えられますので、そういった対応を今後検討していきたいというふうに思います。

○友田香将雄議員

この相談する相手がどの方かというところは、すごく重要になってくるのがこういった案件になってきます。どうしても、こういった相談をするときといたら、恥ずかしいというふうに思う方がほとんどなんですね。自分が何で子育てについて上手にできないかと悩まれている保護者さんのほうがこういったことで相談されることが多いんですけども、そのときに、例えば全く知らない方に腹を割ってお話しするというのはなかなかハードルが高いというところがありますので、その中でずっと長い間伴走していただいた担当の方というところにいるいろいろな細かいところについても御相談できるというのが、こういった相談窓口の必要性のところになってくるんじゃない

かなというふうに思っております。なので、制度としてなかなか難しいところは理解してはいるんですけれども、できるだけ担当の方というのが長期に変わらずに済むような仕組みというのを、ぜひ今後お願いできたらというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それで、これはぜひ教えていただきたいんですけれども、現在の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター、今本庁内のほうにあるんですけれども、これは土日の相談体制はどのようになられているのでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

端的に申しますと、今のところ、土日の子どものセンターと拠点のほうの相談体制は確立はしておりません。ただ、ほかに県のほうでも組織がございまして、土日祝日の相談体制については、現在のところ児童相談所で土曜、日曜、祝日を含む毎日午前8時30分から午後5時15分まで、電話対応のほうをされております。児童相談所は、虐待の対応だけでなく、子育ての悩みや子どもの発達の悩みなど、育児に悩む保護者の不安を解消するためのアドバイスや、必要な援助をしていただきます。また、県のほうではママリという妊娠、出産、育児について分かってくれる人がいる、母親向けコミュニティアプリで、オンラインでの保健師、公認心理師等の専門職に相談できるだけでなく、ほかの人が投稿した、例えば近所の小児科や公園を検索したり、ママ同士の情報交換ができるものというふうになっております。このママリについては、出生時に保健福祉課の窓口に来ていただいた際にチラシをお渡しし、御案内をしております。また、子どもさんが体調を崩してしまい、どうしたらいいのか分からないときには、小児救急相談#8000が毎日19時から翌日の8時まで、看護師や医師が対応をしております。実際、こういった形で議員が言われるような民間の活用につきましては、どのようなものが利用できるのか、また地域資源の情報収集を図り、子育て支援の環境づくりに努めていきたいというふうに思います。

最初に言いましたけれども、土日祝日の相談体制については、現在白石町においては確立はできておりませんが、広域での対応、それから人材や予算の確保等を含め、どのような対応が可能なのかを検討いたしまして、国のほうへ要望ができれば、機会があれば要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

すごく丁寧に答弁いただいたので、ありがたいというふうに思っております。今まさしくおっしゃられたように、本町のほうでの土日祝日のほうに関しての相談窓口としてはつくっていないけれども、民間も含めて、いろいろなところと連携してされているというふうな内容でありました。

これを何でお聞きしているかといったら、特に、すみません、私が障がいを持っている子どもたちの御家庭からの御相談が多いというところもありますので、よくお話を伺うんですけれども、友田さん、一番悩むのは、私日曜日なんですと。それで、何でかと聞いたら、例えば小学校に行っている子どもたちであったら、学童がない。学

童があつておりません。それで、障がいを持っている子どもたち、平日は学童のほうにお願いしていたりとか、例えば放課後等デイサービスさんのほうにお願いしたりとかというのもあるんですけども、日曜日が一番気が張っているんですと。確かにそうですねとお話をさせていただいております。あまり特定するとあれなんですけれども、例えば旦那さんのほうが日曜日とかもお仕事をされているところであれば、私、日曜日はずっとワンオペなんですと。大分悩まれている御家庭であるので、私、日曜日は毎回電話を取りあえず肌身離さず持っていて、何かあったら連絡下さいということではいるんですけども、この土日に特に公共的なサービスが不足しがちでありますので、この土日にいろいろな悩みをされている方たちが多い。悩まれている方たちが多いというのを、今すごく痛感しているところでございます。

もう一つ例を申し上げますと、私、子どもさんとの向き合い方がしんどいということがありますので、なかなか子どもと一緒にいる時間がつらいんですと。それで、例えば放課後等デイサービスを利用した後、利用して、本当はお迎えに行かなきゃいけないんだけど、お迎えに行けないんです、足が向かないんですと言われる保護者さんもいらっしゃいます。これは、保護者さん自身が悪いわけじゃないんですね。保護者さん自身は、その子どもたちに対して向き合うことで、どうにかしてあげたいことでいろいろされてはいるんですけども、それに疲れてしまって、心が折れてしまって、そういうふうになってしまうという実例もあります。そういったところに対して寄り添うことは、身近な窓口が町内にあるというところの必要性、これはすごく大きいんじゃないかなというふうに思っております。先ほども答弁としてもいただきましたけれども、児童相談所さんのほうにもこういった窓口はありますけれども、お母さん方は特によく言われます。児童相談所に相談したら、子どもを取られるんですかとよく言われることがあります。そうじゃないんですよね。本当は相談を、いろいろなことに手助けをしてもらえるんですけども、どうしてもお母さん方は特に子どもに対して一生懸命向き合うことによって、子どもに対してしっかりできない自分が悪いんだということで自己嫌悪に陥られる、そういうことが多いのが現状です。そういったことも含めて、本当は町内のほうにそういう相談窓口があつて、気軽に相談ができるという体制を整えばなというところ、またはそういう土日のどうしても対応が、自分の心が折れてしまって子どもと向き合えないというときに、一時預かりができるようなスペースを確保できる、そういったものがつながあれば、より一層白石町としては住みやすい、子育てを応援しやすい仕組みになるんじゃないかなというふうに思っております。

この土日の体制強化というところ、先ほども答弁をいただいたんですけども、できればせつかなので、もう一度答弁をいただいてもよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○木須英喜保健福祉課長

繰り返してよろしいですね。土日祝日の相談体制につきましては、児童相談所のほうで土日祝日等を含む毎日午前8時から午後5時15分まで、電話対応をされております。あと、虐待の対応だけでなく、子育ての悩みや子どもの発達の悩みなど、育児に

悩む保護者の不安を解消するためのアドバイスや必要な援助をしてくれます。ここは、まさしく友田議員が言われたところだと思います。また、県のほうでは、母子の部分でママリというアプリで、妊娠、出産、育児についての相談等も受け付けられております。若干割愛いたします。こちらのママリについても、保健福祉課のほうの窓口に来ていただいたときに、チラシをお渡ししている状況です。あと、お子さんが体調を崩した場合、医療に関することなんですけれども、小児救急相談#8000、こちらが毎日、夜間ですけれども、19時から翌日の8時まで看護師や医師が対応していただくというふうになっております。

こういったふうに、民間とか県のほうを含めた相談施設とか機関がございますので、そちらのほうも十分に活用していただければというふうに思います。また、町のほうでもというお話なんですけれども、友田議員のおっしゃることはよく分かるころもあります。ですので、職員が常駐というわけにもいきませんので、そういった電話相談とか、そういったことも今後は考えていく必要があるのかなというふうに考えております。お子さんを抱えて悩みを持っていらっしゃるお母さんとかお父さんがいらっしゃると思いますので、できるだけ町のほうも柔軟な対応ができればというふうに考えます。

以上です。

○友田香将雄議員

なかなか予算的なところとか人力的なところの問題がありますので、すぐにとというのは難しいというふうなことは私も承知しておりますので、例えば町単独では難しいということなら、広域的に3町でいろいろな形で協力していく、もしくは民間のほうを活用していく、その民間のほうも、例えば町としてもいろいろな形の支援をすることを公表することによって、民間の動きを活性化していくというところのいろいろな選択肢があるかと思っておりますので、ぜひそのあたりの強化をお願いできたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そしたら、次の質問に移ります。

体育館のエアコン設置について質問です。

近年の酷暑に伴い、室内競技による熱中症リスクが年々高まっております。適切な環境でスポーツ活動を行うため、または災害時の避難所としての機能も鑑みまして、体育館へのエアコン設置の必要性について質問いたします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

夏の暑さは、これまでにないほど厳しい状況であり、児童・生徒が生活の中で大半を過ごす学校施設では、快適な学校環境を整えるとともに、十分な熱中症対策を取ることが重要な課題と考えております。

全国の公立学校施設における空調整備の整備状況は、平成30年度の国の臨時交付金措置を機に飛躍的に伸び、令和4年9月1日現在で普通教室が95.7%、特別教室では63.3%と、それまでのほぼ倍となる整備率となっております。特別教室の整備率が普通教室のそれより低いのは、多くの学校設置者において、まずはより児童・生徒が長

い時間を過ごす普通教室を優先したという状況が考えられます。

議員御質問の体育館の整備状況を見てみますと、整備率が11.9%、ぐっと低くなり、まだまだ整備が進んでいない状況でございます。佐賀県の状況を見ましても、普通教室は99.5%、特別教室につきましては61.3%と、ほぼ国の状況と同じでございますけれども、体育館につきましては、279施設中1箇所のみ0.4%となっておるところでございます。ほとんど未整備という状況でございます。空調整備設置工事や維持に係る経費を考えると、より長い時間多くの児童・生徒が過ごす校舎への設置を優先させ、体育館への設置が遅れているという状況のようでございます。本町におきましても、平成29年度までに全ての普通教室への設置は行いましたので、普通教室への整備率は100%となっておりますが、特別教室への設置は47.9%と、一部のみにとどまっております、体育館につきましては未整備でございます。多くの自治体と同じく財政的な理由から、普通教室を優先させて整備をしていったというのがその理由でございます。

以上です。

○友田香将雄議員

今回、大規模改修をされました白石中学校の体育館なんですけれども、こちらについてエアコンの設置は検討をされたのでしょうか。もし検討をされたのであれば、大体の予算額としてこのぐらいかかるという試算だったというところも、もし分かれば、そちらのほうもよろしくお願ひします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

来年度開校を迎えます新しい白石中学校の改修工事を行うに当たりまして、空調設備に関しては、まずは未設置の教室を解消することを課題とし、新しく普通教室となる部屋の未設置であった特別教室全てにエアコンを整備いたしました。これより新中学校への教室の整備率は、普通、特別教室ともに100%になったところでございます。体育館への設置については、避難所機能も視野に入れて、改修計画段階で総務課との協議を行いました。結果的には体育館への設置は見送りましたが、その理由といたしましては、白石中学校の体育館は断熱性が確保されていないこと、それから冷暖房効率が悪く、通常よりランニングコストがかかること、また断熱性確保を行うと多額の費用が生じることや、工事に相当の期間を要すること、その間体育館が使用できなくなるということもあり、全教室の設置を優先させたところでございます。

また、災害時の避難所といたしましては、長期間の滞在が必要な場合、体育館は適さず、空調設備が必要な時期の避難は既存の施設を利用することと確認をいたしているところでございます。近年、体育館に空調を設置をされたところの状況では、数千万円から1億円程度、その当時かかるのではなかろうかというところで試算はしていたところでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

今数千万円から1億円程度かかるということだったんですけれども、これは、そし

たら総合的な判断として今回工事を行ってはいないということだったので、今後しばらくというか、今の現在としては、白石中学校に関してはエアコン設置をする予定がないということの認識でよろしいんですね。はい。ということは、耐用年数、今大規模改修されて、恐らく二、三十年は多分使っていくんじゃないかなと思うんですけども、最低でもですね。その期間は使う予定は、エアコンをつける予定はないということを変更して質問いたします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

先ほど友田議員が言われましたように、白石中学校の体育館につきましては、昨年度から今年度にかけて体育館の改修を行っております。空調の設備を整えるということになりますと、先ほど申しましたように、断熱性の確保をする工事が必要になってくるかと思えます。空調設備の設置につきましては、まず内壁等の改修が必要な大規模な改修の必要が生じたときに、その検討を行っていかねばならないのかなと思っております。また、文部科学省の方針やその動向、費用のかからない工法などがありましたら、できる限り早い段階で検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○友田香将雄議員

文部科学省に関しては、通常3分の1補助がありました。今年度からは3年間、エアコン設置について推進していくということで、2分の1の補助になったというふうに話を伺っております。私としては、このタイミングのほうで早い段階で設置すべきじゃないかなというふうに思ったので、この質問をさせていただきました。

今後、例えばこの体育館を大規模改修することによってエアコンを設置するとした場合に、例えば統合中学校ということになりますと、大勢の生徒たちが使う体育館を一定期間使わなくするところのほうに影響は大きいんじゃないかなというふうに思いましたので、今回大規模改修を行ったこのタイミングこそ、一番つけやすいんじゃないかなというふうに思ったので、この質問をいたしました。そのあたりも含めて、取りあえず今回はつけなかったという認識ですよね。ということであれば、例えばその前に大規模改修をされました社会体育館、隣にというか、目の前にありますよね。社会体育館のほうも大規模改修をされるときに、そちらのほうも恐らく中学校以上にエアコン改修に関しては費用がかかるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのときにもそのエアコン設置をするかどうかという議論はされたのか、こちらは答弁をお願いしてもよろしいですか。

○矢川靖章生涯学習課長

御質問の白石社会体育館の改修時にエアコンの検討をされたのかという御質問ですけども、平成29年に白石社会体育館は屋根、外壁、外構などの改修をしております。しかしながら、その時点でエアコンの設置については検討を行っていない状況です。

○友田香将雄議員

ここがすごく気になるところでして、新設、新しくなった白石中学校のほうに関しては、かなり多くの生徒が利用するということがありますので、ここに対する熱中症対策というのは私は力を入れるべきじゃないかなというところで思いました。その中で、このエアコン設置というところは、年々気温が上がっているというところに関しては、前回の一般質問でも私としては熱中症対策のところでは質問をさせていただいたんですけども、このあたりについては、先ほど申し上げましたように、国のほうからの半分の補助があるということで考えていくと、これは早急に設置を検討できたんじゃないかなというところが私としての判断というか、私のほうの考え方でございます。いずれにしても、3年間、エアコンについての設置の補助があるということを考えていくと、早い段階で町内の子どもたちのスポーツ環境、学校環境について、この熱中症対策をどう捉えていくのかというところは、ぜひ引き続き議論をしていただきたいというふうに思っております。

そして、本町の、今後町内の白石地域の新設小学校、こちらに関しても今後議論が進んでいくんじゃないかなというふうに思いますが、そちらのほうは体育館はどのように考えられているのでしょうか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

新設の白石地域の小学校の体育館ということでございます。

こちらにつきましては、新しく体育館を建てるということになってまいります。現在、構想基本計画等でその体育館の規模等についても今後検討していく中ではございますけれども、空調設備については設置をするのか、どういう形で対応するのかについては検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

この体育館のエアコン設置というところに関しては、前向きな議論をぜひお願いしたいというふうに思っております。

それで、一番最初の答弁のところですらっと流れたのであれですけども、災害時の体育館の使用のところに関しては、長期化をしないのでということだったと思うんですけども、ただ、例えばこの白石中学校の体育館に避難された実績を考えますと、特に夏場に避難しているという状況があります。多分、令和元年、令和3年度の大雨豪雨災害のときにも、避難所として一時解放されたことはあったんじゃないかなというふうに思っております。その時期のことも考えましても、じゃあ、短時間だから暑い場所を我慢してくださいというところよりは、今後どうなるか分からないこの状況下で、そういった形で大勢の方たちを収容できるスペースを確保していくというところに関しては、こちらのほうも安全リスクの考え方とかからすると、そんなに後回しではないんじゃないかなというふうに思っております。子どもたちのスポーツ環境の改善であったり、一面的には災害対策のところでも活用できるということもありますので、ぜひ体育館に関するエアコン設置というところに関しては、小学校、中学校、前向きに進めていただきたいと思いますし、また多額の費用が発生するという

ところに関しては私も承知しているところがありますので、こちらのほうを併せて、我々としても国のほうにより一層の補助率というところをお願いしたり、要望を出す必要があるんじゃないかなというふうに思っております。どうぞ前向きな検討をぜひともお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

そしたら、次の質問に参ります。

働きやすい職場環境についての質問です。

職員の休日出勤や時間外勤務に伴う振替の取得が、9月決算時に指摘されております。こちらについて、今後の対策について改めて答弁をお願いします。

○中村政文総務課長

9月議会定例会の決算認定におきまして、決算審査意見書により休日勤務を命じた場合の振替取得が完全にできていないのではないかと御指摘がありました。そのときの答弁と重複をいたしますが、振替の完全取得ができていないことについては、人事を管理する総務課として重く受け止めております。また、職員を職務命令により週休日等に勤務をさせ、別の勤務日に振替を取得させるということは、各管理職の責務であり、多忙な時期であろうとも、それを取得させないということは労務管理上問題があると捉えております。したがって、今後も振替の未取得が生じないように、次のような対策を講じてまいります。

実践する対策といたしましては、1つに各部署の管理職が職員の取得漏れがないように、徹底した管理を行う。2つ目に、総務課が所管の部署の振替取得状況を定期的に確認を行う。3つ目に、イベント等の期日があらかじめ決まっているものに対する休日勤務につきましては、勤務日の前の4週からは取得が可能ということの周知を徹底しながら推奨をしていくということ。4つ目に、時期的に週休日等に勤務が集中する部署については、振替が取得しやすい職場の環境づくり、業務の改善を協議すること。また、これは命じる際のことですが、管理職が職員に週休日等の勤務を命じる際には、振替を取得する日を事前に記載してもらうことで、管理職だけではなく、当該職員も事前に振替日を認識してもらい、双方が振替取得についての意識を強めることにより、併せてその指定日に振替を取得できるよう、業務のスケジュールの管理を組むようにしてまいります。これを実践することで、振替を完全取得し、職員の健康管理に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

総務課長の強い思いを聞かせていただきました。ぜひ、取得のほうをよろしく願いますとともに、私はこのところで気になるところが幾つかあるので、質問させていただきます。

そもそも特定の部署さんのほうが残業だったり、休日出勤が出てくるというところもあつたりするという話を伺っております。そのあたりについて、例えばそういったところが常態化しているのであれば、業務自体を見直すところも一部必要じゃないかなというふうに思っております。これは特定じゃないので、一概的なところではある

んですけれども、そもそもかなりの業務自体を完全に外部に委託してしまうとか、例えばこの業務に関しては負担が大き過ぎるのでやめるとか、そのあたりの判断も必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

それで、その業務自体が必要だということであれば、逆に言ったら、人員、これは多めに配置していくというところも必要でありますし、例えば会計年度職員さんであったり、例えば再任用の方であったりというところをうまく活用していく、こういったことも前向きにやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。そもそも、例えば休むという形でなっている、休んだ後に仕事がたまっていて忙しかったという話だったら、そもそもこれはおかしな話になってきますので、そもそも業務だったり人員配置が適正かというところも含めて、これは考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますし、例えば繁忙期じゃないですけれども、忙しい時期があるということであれば、その時期に例えば人を集めるような仕組みというのが、これは私も全く制度自体を理解していないのであれですけれども、そういった方法が取れるのであれば、例えばそういった方法を一度検討していくというところも含めてこれはやっていかないと、なかなか休みを取ったからよかったねという話にならないというのがありますし、多分こういうことをしていくことによって、庁舎内全体の残業の時間を減らしていくという方向につながっていくんじゃないかなというふうに思います。そもそも仕事量がこれだけあるのに、そこで残業するなというの無理な話だったら無理なことであるからですね。ということであれば、100%業務があるところで、例えば外注をすることで、そのあたりで残業代が減るということを考えられれば、それもひっくるめて考えていくということで、総合的なマネジメントをやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、そういったこともひっくるめてぜひ検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、せっかく午前中2名の議員さんも副町長に質問をされていたので、これを機に私のほうからも副町長に質問させていただきます。

○百武和義副町長

先ほど議員のほうからは、いろいろな時間外勤務の減少、少なくするためのいろいろな方策を御提案いただいたところでございます。現在、町のほうでは総務課のほうを中心となりまして、新規の業務等が膨大に増大した部署につきましては適正な人事配置を行い、スムーズな業務遂行に努めているところでございます。今後も膨大に業務が増加する部署がある場合は、各部署の業務量を確認しまして、役場全体で人員の調整を行いながら、適正な人事配置に努めていきたいというふうに考えております。

また、適正な人事配置と併せまして、職員がオーバーワークとならないように、ビルド・アンド・スクラップ等の業務の見直しも各部署が積極的に行うこと、それから週休日等の行事や業務多忙時は、部署間の垣根を越えて全庁的な職員の協力体制の構築も必要ということ考えているところでございます。先ほど申し上げましたように、総務課のほうは全部署の日頃からどういった業務量か、どういった時間外の勤務の状況とかを把握をしておりますので、その中でいろいろな問題点を洗い出しながら、適正な人事配置のほうに努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○友田香将雄議員

急にありがとうございました。

確かに、先ほど答弁にいただきましたように、課を超えてサポートし合うというところが、一番最初に私のほうからも質問させていただきました人事異動、3年に1回異動されているのは、ゼネラリストをどう育てていくかというところですね。町全体の業務を幅広くしていくというところでの制度だというふうに理解しているんですけども、この制度が生きる形が垣根を越えた支援体制じゃないかなというふうに思っております。実際どういうふうにやっていくかというのは、もちろんいろいろな議論があるとは思いますが、ぜひ特定の部署に過度な負担がかからない、過度な負担が職員さんのほうにかからない仕組みというのにぜひ取り組んでいただきたいと思えますし、そのことが若手職員の働きやすい環境というか、若手職員が思いを持って働ける職場というふうになっていきますので、そういったところをぜひ、職員さんの働きやすい環境というのをつくっていただければというふうに思っております。

私のほうからも10分ないぐらいの時間が余ってしまったんですけども、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで友田香将雄議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時06分 休憩

14時20分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

それでは、本日最後の質問をいたします。

今回は、通告に従って2点について、幼児教育についてと部活動の民間移行について質問をいたします。

まず最初に、幼児教育についてですけれども、令和4年の出生数は本町初めて100人を割りまして、95人でありました。衝撃的な数字でございます。このことは、幼児教育についても大きな変化をもたらすものと思います。このように町の少子化を迎えていますけれども、町内の保育園、認定こども園等の状況について資料を要求しておりますが、それに沿って説明をしてください。

○木須英喜保健福祉課長

まず、資料請求があっておりましたので、それにより御説明をいたします。

町内の保育園、こども園は9園ありますが、11月1日時点での各園ごとの園児数で

ございます。

町外の受託児と1号児も含めると、721名ということになります。各年齢ごとの児童数は、表に記載してあるとおりでございます。3歳以上になりますと、1号の教育認定でのお預かりもございますので、人数は増えております。また、未満児については保護者の育休期間が終了してからの入所が多数となりまして、年度後半になるにつれて増えてまいります。また、保育園の職員数については、県の指導監査の際の資料からということになりますが、9園の合計では、常勤の職員が122名、非常勤職員が87名というふうになっています。

次に、保育園関係の補助金についてですが、別の資料になります。もう一枚のほうですね。

保育園関係の補助金については、令和4年度の実績額でお示ししております。保育園等の運営費であります運営費委託金、負担金が約7億4,600万円、延長保育や障がい児保育の補助金を含めると、約7億8,000万円の補助金となります。このうちの約5億9,000万円、75%程度になりますが、これが国や県の負担というふうになっています。あと、園での障がい児保育ということで、障がい児保育事業では4園で6人が対象というふうになっています。この対象となっているのは、障害者手帳や療育手帳、医師の診断書等が必要となりますので、手帳までは持っていないが配慮が必要な園児はほかにも複数おられると思います。園では、保育士等の加配をするなど、対応に努められているようでございます。

以上です。

○中村秀子議員

詳しい数字で、保育士と子どもたちの割合を考えると、大体3名に1人の保育士だけではないで職員という感じがありますけれども、ふたば園とありあけ幼稚園が若干その割合よりも担当する子どもの数が多いのかなというふうに見受けられます。ここら辺の考察については、ぼちぼち次の議会にでも尋ねたいところです。また、負担金の割合ですけれども、県と国のお金で7億8,000万円ですね。このうち5,900万円が国や県の負担ですが、ということは、あと1億9,000万円が町の負担ということですから、その振り分けというのはどういうふうに、それぞれの園に対して4分の1、運営費の4分の1が町費からということでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

各保育園と、あと認定こども園とかがございます。あと、それから園児の年齢等もありまして、そういうふうに詳細に細かく補助率等が決められておりますので、それを積み上げてこの金額になるよということでございます。

○中村秀子議員

この表で見ますと、あかり保育園は、国や県費はもちろん町営ですのでゼロというような、いろいろな補助金をいただいておらず、保育対策総合支援事業だけが50万円の補助をもらっていると。そのほかの運営費については、全部町の負担ということでは

よろしいですね。

○木須英喜保健福祉課長

保育料等もございますので、あとそういったところを含めて、なおかつ町の負担があるということで御理解いただきたいと思います。

○中村秀子議員

運営委託金、負担金がほかの園、ふくたこども園なんかは1億1,300万円とか、大きなお金がかかっているということですね。人数がそんなに多くない須古、六角でも多くのお金がかかっている。それに対応するようなお金も、もちろんあかり保育園でも町費が投入されているというような表の見方で間違いないでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

そのように判断いただいて結構でございます。

○中村秀子議員

分かりました。民営化によって、町の負担も少なくなるということも大事なことだというふうに思っておりますし、それぞれの私立保育園がそれぞれの教育の目標を持って特色のある保育を現在していただいているということも存じておりますので、子どもたちのために健全な保育ができればというふうに思っているところですが、心配するのが障がいを持つ子どもたちへの対応です。病児保育や医療的ケアが必要な子どもたちの保育の状況について、どうなっているのでしょうか。医療的ケア児は、専門スタッフの力を必要とします。現在、該当する子どもたちの状況、また医療的ケアですから、なかなか保育園のほうでは受け入れられていない状況があつて、白石町はこがんおりますけれども、どうされていますかということも聞かれても、聞いても個人情報なので教えられないというようなことで、なかなか状況を把握できずにいます。現在の医療的ケア児の町内での状況についてお願いいたします。

○木須英喜保健福祉課長

本町の障がい児保育の対応につきましては、平成25年からの町内保育園民営化以前より取り組みを行ってきておりまして、公立保育園、私立保育園を問わず、現在も町内全ての保育園で実施をされている状況でございます。障がいには様々な種類がありまして、主に身体の障がい、知的障がい、発達障がいなどがあり、障がいのある園児を受入れ、保育を行います。障がいの種類や程度によって必要なサポートは異なりまして、保育内容も個別性を考慮したものというふうになります。受入れには個々の園児や保護者の状況に応じた人員配置や、必要な環境整備など、受入れ園や保護者との様々な調整を行い、受入れを行っております。

障がい児保育受入れ園には、特別保育事業補助金として、障がいの程度、重度、軽度の区分により補助金を支給しておりまして、令和4年度の実績では4つの園で重度が1名、軽度が5名、合わせて6名の受入れを行ったところです。また、人工呼吸器

や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的なケアが日常的に必要な子ども、医療的ケア児については、これまでのところ町内保育園での受入れの実績はございません。医療的ケアが日常的に必要な子どもの人数は、長寿社会課の障がい福祉係に確認をいたしましたところ、資料のほうにもございますが、3歳から17歳までの5名がおられます。症状については、資料請求がありましたので、そちらのほうを詳しく御覧ください。人工呼吸器や経管栄養が必要とされ、現在は在宅及び専門施設のほうでのケアをされております。

町内で医療的ケア児の受入れに当たっては、支援に携わる保健・医療・福祉等の関係機関等の連携体制の構築が必要で、佐賀県では佐賀県医療的ケア児支援センターのコーディネーターの支援を受けながら、受入れ体制や環境整備等の確保をし、受入れを行うことというふうになります。

以上です。

○中村秀子議員

各園では、今のところ4園で6人の子どもたちを受け入れていただいていると。これは、先ほどおっしゃったように、療育手帳やそういうふうな証明を持った子どもたちであり、それ以外の判定が難しい子どもたち、支援が必要な子どもたちも、それ以外にも園は含まれて保育をしていただいているということだと思います。幼児期から発達障がいのような子どもたちについては、特に保育士の先生たちには手をかけて手厚くしていただいているようなのですが、そこら辺の認定をもうちょっと細やかなものにして、ここら辺に計上していただくといいのかなというふうに思っております。また、医療的ケア児、私が関わった子どもさんは、未熟児で生まれて、今度3歳児になれるんですが、どうしようかと困られていて、いろいろなところに相談に行きましたけれども、そこら辺に、医療的ケア児に寄り添う仕組みというのは、本町ではどのようになっているのでしょうか。

○山下英治長寿社会課長

医療的ケア児の相談の体制については、各種障がい福祉サービスを御利用になる場合は、当然町に対しての申請等が必要になってまいります。また、障がい福祉サービス等を受給するためには、専門の相談支援専門員が民間のほうにおりまして、そういった方々からの支援等を受けながら、必要なサービス等を、どんなサービスが必要なのか、保護者さんとも相談をしながら、計画を策定して、サービスを受けるというようなことになってまいります。

それで、今資料請求にあったように、町内では5名の医療的ケアが必要な子どもさんがいらっしゃるということで長寿社会課として把握をしておるわけですが、5名いずれの方についても、相談支援専門員がついて、障がい福祉サービスを受給していただいております。当然、障がい福祉サービスだけでは十分ではございませんので、医療のほうからの家庭への訪問看護等を利用しながら、在宅もしくは専門の施設での療育等を受けていただいております。

○中村秀子議員

経管というか、ミルクを管から挿して肺に入らないように行く程度の挿入、挿管をしている子どもについて、こんなに元気だったら普通の保育園でも入所可能なのではないだろうかという感想を私は持ちました、本人さんには伝えませんでしたけれども。その程度の、ほかに普通の、知的障がいがあるにしろ、ミルクの挿管だけだったらわざわざ佐賀のほうまで毎日送り迎えをして行かなくても、町内の保育園で受け入れることはできないだろうかかなというような感想を持つんですけども、その点についてはどの程度まで、障がい児として、障がいのある子どもたちを町内の保育園で受け入れることが可能なのでしょうか。

○山下英治長寿社会課長

私のほうからですけれども、医療的ケアを必要とされる子どもさんについては、様々な関係機関からのサポートが入ってございます。そういった中で、例えば一般の保育園等での保育が可能かどうかということについても、相談支援機関等を通じて保護者の方もいろいろ悩みを相談されているだろうと思います。十分対応が可能ではないかというようなことについては、関係者で協議をしながら、受け入れられるかどうかというのを判断することにはなろうかと思いますけれども、保育園については当然、例えば看護師等の配置等も必要になってくるであろうと思いますので、体制等が整えばというようなこととなりますけれども、いずれにしても関係機関と協議をしっかりと体制を整えつつ、体制が整ったお子さんについては受け入れるというような方向になるのではないかと思います。

○中村秀子議員

どのような障がいを持った子どもであろうと、白石町の大切な宝です。大切な命ですから、何とか白石町の中で豊かに多くの人に見守られながら育っていくという環境をぜひ構築していきたいものだと思っております。

これは、昨年の12月議会で確認しましたけれども、幼児教育は人間形成の基礎となるものです。保育行政についての役割や責任をどのように考えておられるのか、もう一回確認をいたします。

○木須英喜保健福祉課長

先ほど議員が申されましたとおり、昨年の12月議会でも同じような質問がっております。内容が重複する点もあろうかと思いますが、御容赦いただきたいと思っております。

近年、少子化、核家族化等といった社会動向による家族構造の変化で、地域社会において子育て家庭が孤立する状況を生み出し、子育てに不安、負担感を抱える保護者は増加しております。児童虐待対策や課題を抱える家庭、発達が気になる子どもさんと家庭への支援など、さらに子育て施策の充実を図る必要がございます。幼児期の教育、保育は、子どもの人格を形成する上で基礎となる重要なもので、町は子どもの健やかな成長のために、子どもや家庭状況に応じた子育て支援に関する給付の保障や保育事業の実施などを責務というふうに考えております。保育所等で課題が発生した場

合は、町が積極的に調整に入り、監査や監督を実施していくことで、適切な保育が行われるよう保育行政の責任を果たしてまいります。また、本年度実施しております第3期白石町子ども・子育て支援事業計画の保護者アンケートでの意見、保育の需要や延長保育、一時預かり事業など、求められる多様なニーズにできる限り応えられるよう、国や県、町内の保育施設や地域の子ども・子育て支援事業者等との連携を取りながら、保育行政に取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

○中村秀子議員

町の保育行政の思いというようなものを感じております。

町立あかり保育園は、令和6年度から民営化の予定でした。それが延期されることとなりました。民営化決定までの経緯は過去のことですけれども、それ以降の、決定以降、募集から延期される、それまでの経緯について答弁をお願いします。

○木須英喜保健福祉課長

それまでの経緯の点につきましては、若干省略をさせていただきますが、今後のことを含めて答弁をさせていただきます。

令和6年、来年の4月からの民営化に向けまして、町、あかり保育園、民営化事業者等で引継ぎに関し準備を進めてまいっておりましたが、令和5年8月に決定していた民営化の事業者さんのほうより、保育士の人材確保が難しいため、民営化事業者の取消しをお願いしたいというふうな申出がございました。検討の結果、令和5年9月11日に町立保育園の民営化事業者決定の取消しのほうを行っております。現在、白石町立あかり保育園の民営化に関する基本方針に基づき、新たな民営化事業者の募集を行っているところでございますが、新たな事業者への引継ぎとスケジュールから考えますと、民営化の時期については1年ないし2年程度延期になるということになるため、この間、令和6年4月から、来年からは、あかり保育園の運営については公立保育園として、今のまま引き続き運営をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○中村秀子議員

事業者のほうからの辞退の申出の原因は、保育士の雇用が確認できないというようなことだったということですが、先ほどいただいた資料の中にも、保育園職員数の資料を見ておきますと、例えば有明ふたば保育園は保育士常勤が11に対して非常勤が13、ありあけ幼稚園に関しては保育士8に対して臨時保育士さんが10名と、臨時職員さんで園を賄って、厳しい状況というのが手に取るように分かる状況でございます。保育園あるいはこども園の常勤の職員さんの目まぐるしい忙しさというか、早出があったり、遅い勤務があったりだとか、勤務体制も2交代があつて、厳しい状況を避けなければいけないそれぞれの家庭の状況が見てとれるわけですね。このような状況の中で、白石町だけがそういう状況ではなくて、これは県内保育園についても同様なことではないかなというふうに考えるところなんですけれども、あかり保育園の民営化への今

後のスケジュールについて、職員の対応についてお答えください。

○木須英喜保健福祉課長

先ほど申しましたとおり、民営化の事業者決定取消しに伴いまして、民営化の開始のほうを1年ないし2年延長するというふうに答弁させていただきました。新たな民営化の事業者を今後決定していくということになります。令和5年11月に町内の認可保育所、または認定こども園を運営している法人等に公募を実施いたしましたが、応募がございませんでした。このため、現在県内の認可保育所または認定こども園を運営している法人に対象を広げまして、書類申請等の提出期間を来年の1月22日から1月31日までということで申込期間を決めております。これについて、公募の周知を行っているところでございます。申請書類の提出期間に応募があれば、本年度中に選定委員会を開催し、新たな事業者を決定していくということになります。また、民営化の開始時期につきましては、1年ないし2年と申しましたが、今のところ令和8年度をめどに募集をしております。事業者の提案によりまして1年もしくは2年の期間を想定しております。

それと、職員の対応ということでございました。

今後、新たな事業者が決定すれば、その法人へ引継ぎを行っていくということになります。子どもと保護者への影響を最小限に抑えてスムーズな移行を行うため、移管前に1年程度かけまして保育内容を引き継ぐ期間を設けます。引継ぎ保育は、現在のあかり保育園に新たな事業者の保育士、後に担任になる保育士が想定されますが、こちらが定期的にクラスのほうに入って一緒に保育を行ったり、保育内容を引き継いでいくというふうな形を想定しております。また、園の各種行事においても積極的に参加をいただきたいというふうに考えております。町、あかり保育園、新たな事業者のこの3者で、引継ぎ保育の詳細な内容について今後協議を行っていくということになると思います。

以上です。

○中村秀子議員

見つかりそうな答弁でございましたけれども、現実には、先ほど資料の中から感想を述べましたけれども、厳しいんじゃないだろうかというような予想を持っております。世の中は人手不足で、保育業界だけではなくて、運転手さんであったり、いろいろなところで人手が足りません。このような中で、今後応募をかけても手が挙がらず、民営化が困難という場合には、どういうふうにされるおつもりでしょうか。これは大事なことで、副町長、お願いいたします。

○百武和義副町長

あかり保育園が民営化できなかった場合の対応ということでございます。

令和6年4月からのあかり保育園民営化が延期されたことによりまして、先ほど説明いたしましたように、現在新たな受託事業者の選定手続を進めております。町としましては、令和4年3月に策定をいたしました白石町あかり保育園の民営化に関する

基本方針、これに基づいて対応している事案でございまして、方針の趣旨に沿うよう、民営化に向けて努力していく所存でございます。

御質問の民営化できない場合の対応でございますけれども、事業者の応募がなかった場合においては、再度あかり保育園の在り方検討委員会を開催させていただいて、関係者等から意見をお聞きして、新たな方策を検討するということになろうかと思えます。

以上です。

○中村秀子議員

在り方検討委員会を開催したところで、また前回のような結論になっているんじゃないかなと思います。これは、そのときよりもさらに状況が厳しくなっていると思います。先ほど、冒頭に言ったように、令和4年度の出生者数は95名でした。北明地区は1桁の人数でございます。少なかったと思います。これを今後ずっと新しい事業者が行ってやれるのだろうかと考えたときに、厳しいものがあると思います。町内に小学校も3つにする、中学校は1つにするというときに、保育園だけそのまま必要であるのだろうかというところについては、思い切った大きな決断をする時期に来ているんじゃないかなと思います。保育現状の世の中の動きというのは、小規模保育所というか、乳幼児だけを預かったりするような、特化した保育所も出てまいっております。廃園にするということも英断をしなければ、地域の皆さんの意見を聞くと、子どもたちはいないんだけど保育園はあってほしいと、この前もそういう意見でございましたけれども、子どもたちのニーズ、そういう保育が、お友達がいらない保育が果たして教育的なニーズなのだろうか。子どもたちは、決して歩いては保育園に行きません。親が保育園まで送っていくという現状を見てみるときに、そこら辺の決断については、そういう大きな決断をするべき時期になっているんじゃないかなと思っております。

保育園については以上です。

次に、部活動の民間移行について質問いたしますが、通告にしております順番を入れ替えまして、4番目の質問を7番目の後に持っていきたいと思っておりますので、議長の許可は得ておりますけれども、関係者の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、部活動の民間移行についてですが、中学校統合が迫っております。中学生にとって、部活動の果たす教育的な役割は大きなものがあります。統合の目的の一つは、少子化で部員が減少して活動ができなくなる部活動や、他校との合同チームで参加せざるを得ない現状があり、それを何とかしたい、部活動の保障をしなければという思いが私にはありました。しかし、新聞の報道にもありましたように、町の部活動検討委員会では、25年までに段階的な移行期間として、26年からは休日部活動移行とし、将来的には平日の地域移行も検討することとしております。地域移行となれば、何のための統合だったのかという原点まで疑問が湧いてくるところです。これは、県内ではもちろん全国的に見ても、この事案は白石町はトップランナーとしての立場であります。何事にも他市町の状況を見てからというような答弁が一般的でございませ

たけれども、この地域移行に関してだけ、なぜかトップランナーでございます。全中及び全九中の態度が今はっきりしていない中での動きです。決して後戻りがないようにしなければならないのではないかと思います、質問を行います。

まず、新白石中学校の開校時の部活動の概要についてお示しください。この点については資料要求をしておりますので、それを基に説明をお願いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

資料請求があっておりましたので、資料に沿いながら説明をさせていただきたいと思っております。

中学校における今後の部活動の在り方について協議を行うため、令和4年5月に部活動検討委員会を設置しまして、これまでに7回の会議を経て、令和6年度白石中学校部活動地域クラブ活動につきましては、資料にお示ししている種目の開設を決定いたしましたところでございます。

まず、従来の学校部活動につきましては、軟式野球、バレーボール男女、バスケットボール男女、サッカー、剣道、ソフトボール、卓球男女、ソフトテニス男女、吹奏楽部、美術部で、一番上に掲載しております陸上競技につきましては、白石アスリートクラブで活動することとしておるところでございます。

特色ある取り組みといたしましては、令和4年12月にスポーツ庁、文化庁から示されたガイドラインに、運動や歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ、文化芸術などに親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をするとあります。このことを具現化する活動として、性別や年齢や体力や経験などに関係なく、誰でも参加して楽しめるようなルールや用具や場所を工夫したスポーツ、資料のNo.15になりますが、それに記載のアダプテッド・スポーツ部を開設し、モルック、ボッチャなどに取り組む機会を設けたいと思っております。そのほかには、高校や地域と連携した部活動として、佐賀農業高校と連携して取り組むハンドボール部や、白石高校と連携して取り組む書道、放送、朗読部、また地域の方々の御協力の下、文化系の科学や郷土史を学ぶ活動を計画しているところでございます。そのほか、町内には中学生が活動できます地域クラブ活動がありますので、バドミントン、弓道、柔道、ダンス、空手、少林寺拳法にも取り組むことができるようなことを紹介していきたいと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

今までやっていたスポーツは全部あるということですね。全部あって、アダプテッド・スポーツというのが、支援学級の子どもたちを想定してというようなことではないかと思うんですけれども、そこで差別や偏見が生じないような運営のやり方、いろいろな普通の子がやれるという、健常者も障がい者もというようなところをぜひ実現していかないと、浮いた活動としてなってしまうんじゃないかというのを危惧いたします。

次に、24年、25年は学校の部活動として活動し、26年からは休日の地域移行となっております。その方針について説明してください。全クラブ移行とありましたけれども、吹奏楽部や美術部、また高校と連携することが地域移行になるのかということ、疑問に思いますので、その考え方についても答弁をお願いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

なぜ地域移行が必要なのかということで、その目的についてでございますが、まず部活動検討委員会では、新設中学校の開校に当たりまして、3中学校のそれぞれの部が一つの部活動として円滑に活動できる手だてを検討したり、中学生が少しでもやりたい、やってみたいと思うスポーツ活動や芸術活動を開設することについて協議を重ねたところでございます。その過程の中で、白石町でも生徒数が著しく減少傾向にあり、今後もその傾向が続くと予想され、令和6年度、24年度になります。550人程度の生徒が10年後には350人程度に減少するということから、国や県が示します休日の部活動の地域移行は、学校、行政、地域が一体となって、将来にわたり中学生が町内でも持続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむことができる機会と場所を確保するために重要な施策と考えたところでございます。

学校教育、あるいは地域における青少年スポーツ、文化活動の関係者がそれぞれの立場で連携、協力しながら、子どもたちの活動を持続的に支えていく仕組みが大切だと考えております。この取り組みの結果、町民全てが健やかで心豊かに暮らすことを願い、スポーツ、運動を通して健康を育み、はつらつと元気で活力のある町を目指すスポーツ・健康増進のまち宣言の一翼を担うことにつながると考えているところです。

そこで、部活動検討委員会では、現段階で休日地域移行に向けて5つの方針を決定いたしているところです。

1つ目は、令和5年から7年度の3箇年は段階的な移行期間とすること。それは、スポーツ庁が定める改革推進と同じスケジュールでございます。

2つ目は、休日実施の部活動、令和8年度まで全種目地域移行をすること。こちらにつきましては、地域指導者が中心となって活動できる体制を確立することを協議いたします。

3つ目は、地域移行ができない場合、地域指導者が中心となって活動できる体制が整わない場合は、令和8年度から平日のみの活動になること。この状況を回避するために、広く協力者を公募したり、指導者の発掘に取り組んでいくこととしております。

4つ目は、将来的に可能な競技から、状況に合わせて平日の地域移行を検討すること。

5つ目は、地域移行とした地域クラブ、団体には、学校、行政が連携、サポートすること。地域クラブに移行したことがデメリットとならないよう、練習場所、用具、生徒指導などの支援など、支援体制を整備することが重要だと考えております。

議員がおっしゃられます吹奏楽部、美術部の高校との連携が地域移行になるかというところでございますが、吹奏楽部や美術部などにつきましては、芸術活動はとても専門性の高い知識や指導力が必要だったり、生徒の技能や特性を理解して指導したりすることなど、難しさがありますので、今後も地域指導者の発掘や活動内容について、

どのような方法で地域の方々の御協力を得られるか、検討をしていきたいと思っております。

また、白石高校は今年度も佐賀県教育委員会からSAGAコラボレーションスクールの指定を受け、高校の魅力発信とともに様々な地域貢献活動に取り組まれております。また、SAGABUKATSUMIライプロジェクト実行委員会では、新たな部活動の在り方として、高校の部活動との連携を推奨されておりますので、今後佐賀農業高校とともに高校と連携した部活動と位置づけ、中学生の活動の機会と場所の確保をするために御協力をいただきたいと思っております。今後も持続可能な活動とするための連携を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

いろいろな活動が地域でスムーズにいけばいいんですけども、今の答弁の中で総合しますと、吹奏楽部や美術部については、地域の指導者が見つからない限り、土日の活動はなしということを確認していいのでしょうか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

先ほども申しましたように、吹奏楽、美術部につきましては、専門性の高い知識等が必要になる部活でございます。極力休日も部活動ができるように、令和8年度に向けて地域の方の御協力を得られるような体制を取るように準備していきたいというふうに思っております。

以上です。

○中村秀子議員

今のは答えになっていないと思うんですが、見つからなかった場合には土日の活動はなしということを確認したんですが、どうなんですか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

最善の努力を尽くしていきたいと思っておりますけれども、万が一指導者の方が見つからない場合につきましては、平日のみの活動になるということになるろうかと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

平日のみの活動で吹奏楽部、美術部はやる。試合、演奏会、定期演奏会はほとんど土日に行われます。参加不可能ですね。このように、26年度からの部活動が休日は地域移行ということでしたけれども、私もずっと部活動に携わってきておりますので思いが強いんですけども、私の今までの経験だったら、何とかの大会があったり練習試合を組むのは、土日しかできないことなんです。この大会や練習試合だけを地域の方が責任を持つということが、本当にできるんでしょうか。これが本当に合理的と言えるのでしょうか。また、そこでよくけがも起こります。いろいろな不測の事態も起

こるんですけれども、そのときの事故やけがの対応と責任はどのようになるとお考えでしょうか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

学校部活動の地域移行につきましては、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の実情に応じ、スポーツ、文化芸術活動の最適化を図ることを目指すものです。その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承し、発展させることが重要だと考えております。

そこで、改革推進期間と位置づけます令和6年、7年度には、従来どおり休日の大会参加は部活動顧問の先生が引率し参加いたします。吹奏楽部についても、同じように部活動顧問の先生が引率したりいたします。日頃から地域指導者が指導に関わっている部活動については、顧問と地域指導者が引率いたします。この期間に顧問と地域指導者が共に関わることで、従来の部活動の教育的意義などを理解し、共有することが大切だと思っております。いきなり休日だけを地域指導者が関わるということだけではないということをお理解いただければと思います。

また、令和8年度以降は地域指導者が引率し、大会に参加するようになります。地域指導者が必要に応じて競技役員、審判などを行うことも想定されますし、休日の部活動指導を地域指導者として担う教職員が、本職以外の業務に就き報酬を得ます兼職兼業制度に図り、大会引率、競技役員として御協力いただくことも考えられます。その際の課題となりますが、事故やけがの対応については、指導者に対する事故発生の未然防止や傷病に対します対処、処理に関する研修を行うことも必要ですし、またその責任所在として、事業主体を教育委員会として、最終的な責任を指導者個人が取らないでいい安全管理などの制度整備が必要と考えているところです。

以上です。

○中村秀子議員

土日だけ、週休日だけ地域移行というようなことに、私は無理を感じております。先進事例の職員に聞いたところ、いい指導者だなと思ってお願いしても、その人が勤めている会社が副業の禁止ということを言われて、お手伝いできなくなりましたという例も聞いております。自由業じゃないと、時間的な余裕がないと、指導者が見つからない現状というのが目に見えてきております。また、土日だけ、平時の練習を練習試合や大会でどう生かすかというのも、顧問の先生の裁量であったり、年間計画の中でチームを育成していく計画がございます。それを見ずに、地域の先生、地域の指導者だけに託すというのは、合理的ではないんじゃないかなというふうな、私の古い考えかもしれませんが、そのように考えているところなんですけれども、これが地域の指導者にうまくバトンタッチできるようなすばらしい方策を、白石町がぜひ見いだして行っていくというようなことで受け止めてよろしいでしょうか。答えはいいです。

次に、2026年度からは、平日のみ学校の部活動ということになりますが、職員の中で部活の指導を行う者としなない者というふうに出てきております。4時45分になった

らさっと帰っていい先生も出てくるわけですね。今後、職員の関わり方については、どのようにお考えでしょうか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

新しい中学校が開校する令和6年度当初、教職員につきましては、従来どおり部活動指導に関わっていただくこととなります。昨年度、白石町内中学校の教職員を対象に行った部活動に関するアンケートで、部活動指導者を担当することについてどう考えるかをお尋ねしたところ、該当する部活動の経験があれば担当してよいが42.9%、経験のない部活動でもよいが8.9%で、半数以上の教職員が担当してもよいという回答でした。地域指導者が中心となって指導できる体制が整うまでは、教職員の協力は不可欠と考えているところです。

ただし、令和6年度新設中学校では、必ずしも教職員全員が部活動顧問として配置しなくてもよいほどの職員数配置となることが予想されます。職員の負担軽減をすることなどに配慮しながら、部活動指導員や地域指導員の配置を行いたいと思っているところです。

また、部活動の指導をする先生としない先生との間で生徒や保護者の捉え方に格差が生じないように、配慮しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

する先生としない先生の格差が生じないようにどうすればいいのか、私には皆目見当がつかないんですね。指導する先生はいろいろなものの犠牲を払ってしていただくわけですから、それなりのメリットというか、それなりのことがなければいけないんじゃないかなというふうに思っているところです。また、学童保育のところの質問の中でも言いましたけれども、同じ学校で同じ場所にいながら、私たちは先生やけん、学童保育は関係ないとかという職員の考え方で、ひっきゃで子育てしましょよ、ひっきゃで教育しましょよと言いながら、学校の中では学童保育は私たちに関係ありませんよ、部活動も、私は部活動顧問じゃないから関係ありませんよと、そんなふうで教育長が唱えるひっきゃで教育、ひっきゃで子どもを育てようというのが、理念として整合性があるのでしょうか。そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

先ほど言われましたように、いろいろな問題が出てこようかと思っております。今後、そういう問題を解決するように、検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○中村秀子議員

一番問題となるのが、地域の受皿であると思います。現在、陸上競技はその組織を整えて、モデルケースとしてジュニアから高校生まで一貫した活動を行っていると認

識しております。指導者の資格や技術を総合し、1人がいなくても組織で運営できる仕組みが必要であると思っておりますけれども、受皿についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

今後、部活動の地域移行を進めていくと、地域クラブを中心とした活動に変わっていくと考えられます。まずは、部活動の拠点となる地域クラブが必要です。複数の指導者が中学生に指導できる体制を構築し、一貫した活動とより安定した持続可能な活動とするために、白石町スポーツ協会の各種目ごとの連携や、白石町スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブとの連携など、町全体のスポーツ組織の改編につながる協議をすることで、子どもたちを取り巻くスポーツ環境全体の管理運営、マネジメントを行う組織を構築することが必要ではないかと考えております。一番大切なことは、町民総ぐるみで地域とともにある部活動づくりを行う意識を高めることが必要だと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

難しいんですけども、今考えるのは、各競技団体が何とかスポーツ団体協会として立ち上げて、それを総合して運営をするという仕組みですね。この中にはお金の管理だとか人的管理だとか施設の管理とか、いろいろございます。使える町の施設もいろいろあります。それをまとめる町の体育協会、あるいはスポーツ協会というものの設立が必要だというふうにお考えでしょうか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

スポーツ協会等を含めました、子どもから大人までが関われるような団体が必要だというふうにお考えしております。

以上です。

○中村秀子議員

今いろいろなところでお金に関しては、不正、着服、そういうふうなことも出ております。監査体制だとか組織の体制だとか、そういうふうなことには、大きな組織の中できちんと運営していくような、もともとのピラミッド型、上のほうのスポーツ協会なり、そういうふうなことの体制が必要じゃないかと思っております。

地域移行が進むと、子どもたちの意識も変わり、より優れた部活環境を求めて町外へ出ていくこともあると思います。そのことについての見解をお答えください。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

部活動検討委員会では、部活動地域移行の目的の一つは、白石町でも生徒数減少が予想される中、将来にわたり中学生が町内でもスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会と場所を確保することとしております。本町で大人が知恵を出

し合い、それこそひっきりで子どもたちが継続して安心してスポーツ、文化芸術活動に取り組むことができる環境づくりをしていきたいと思っております。この事業が順調に進んだときに、むしろ近隣市町から白石町でいろいろなスポーツや活動をやりたいと子どもたちが集まってくるのではないかと願っております。現に、陸上競技においては近隣の子どもたちや保護者から、白石アスリートクラブの練習に参加したい、させたいとの声も上がっていると聞いているところです。町内にその機会がない種目や競技、あるいはさらに競技力向上やさらに専門性の高い指導や活動を求める子どもや保護者がいる場合は、その意思を尊重すべきというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

ほかの市町から白石町の地域のスポーツ活動に参加したいというように思える子どもたちを集められれば、すばらしいことだと思います。そういうふうにするために、私の経験上大事なことは、すばらしい指導者を見つけることだと思います。どんなに競技場がよくても、いろいろな施設やシステムが整っても、指導者の育成、どんな指導者に学ぶかということで、その子の人生が変わるぐらい大きなものがございます。そういう指針で、指導者の発掘という点がこの問題、いろいろな市町で、よその市町のスポーツクラブに行くのも、指導者を求めて行っていると思うんですね。本町にも呼び込むためには、そういう努力をぜひ、白石町のスポーツクラブはああいう指導者がおって、こういう組織でやっているというふうにできればなというふうに思っております。

次、これにも様々な地域移行への課題や問題点が考えられます。例えば、責任の所在、指導者の育成と研修、金銭の負担、高校は部活動地域とみなすのか、文化部、特に吹奏楽部の問題、週休日と週末は一貫性が保たれるのか、指導者への報酬、これら、いろいろなまだまだ課題があると思えますけれども、これからの事柄についてどのように対策を行うのでしょうか。分かっている範囲でよろしいので、簡潔に回答をお願いします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

地域移行を進めるに当たりましては、大小様々な問題点や課題が考えられますが、現時点では3つの大きな問題点があると捉えています。

1つ目は、人材確保の問題です。

その中には、地域指導者のさらなる発掘と育成や、教職員の兼職兼業の制度の理解を進めるという課題もございます。

次に、財源の確保の問題です。

これは、地域移行を進めていく過程で解決しなければならない最も重要な課題と言えます。保護者や生徒の受益者負担に関する説明と理解を得ること、それと指導者の謝金などの一定の財源負担、指導者資格取得に係る費用のこと、大会参加、用具購入などに必要な財源確保など、様々な面で必要な費用が出てくるのをどう賄うかを検討することが必要です。

それと、3つ目は既成概念からの意識改革です。

受益者負担、新たな地域クラブの創設に係る既存の体制や決まりを見直し、改善することには、関係する教職員や行政担当者、保護者、町民の、これまでの慣例などにとらわれない意識改革が必要だと思います。諸課題については、短期で解決できるもの、中・長期的な展望を持って解決すべきものがありますので、課題解決のために何をすべきかを広く協議し、周知していく必要があると思います。

以上です。

○中村秀子議員

それでは、先ほどお金の問題、場所の問題、課題があるということをお述べていただきましたけれども、これは昨年の12月議会で教育長に確認したことなのですけれども、部活動は教育課程外の活動ではありますが、教育活動の一環であると答弁されております。少し安心したところでもあります。教育活動の一環であれば、憲法に保障されている憲法第26条第2項に、義務教育はこれを無償とするが守られるべきであります。将来的に部活動が地域に移行した場合、親の、家庭の格差にかかわらず、子どもたちみんながやりたいスポーツをやって楽しめるということが保障されるべきだと思うんですけれども、教育活動としての立場の御見解をお示しください。教育長、お願いいたします。

○北村喜久次教育長

部活動の地域移行について、いろいろな問題点も含めて、たくさん御意見をいただきました。ありがとうございます。

部活動の地域移行については、いろいろ課題等もありますけれども、子どもたちにとって本町で持続可能な活動とするためには、避けられないものと教育長としては考えております。といいますのは、これを維持するために、先生方にも生徒にもいろいろな課題が生じているということです。御承知のように、部活動は法律等で決められていません。部活動をしなきゃならないという法律はございません。これまで長年先生方の熱心な指導で、素晴らしい成果も実績も上げていただいております。でも、これは制度というよりも慣習と言えるかも分かりません。そうやってやってきたということですね。そこには、子どもたちがやりたいという思いがあって、それに何とか添っていこうという先生方の熱い願いだったです。でも、今御承知のように、少子化が進んで、この維持が難しくなっています。白石町は、今はいいんですけど、10年後に激減します。そのときになってからでは遅いです。あわせて、先生方が大変です。働き方改革ですね。いつ授業の準備をすればいいんですか。私は家庭もいろいろあって、土日等には出られませんというのもありますし、私は経験がありません、経験のある先生ならいいんですけど、経験がないのをすることは負担ですというようなこと、それから生徒にもアンケート等でも、部活動をやりたいという子どもたちはたくさんいますけど、今のやり方では遠慮しますと、ついていけませんというのがあります。それで、一番肝心なのは、学習指導要領に部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものとなっているんですね。本当に自主的、主体的な参加になっていたんだろうか。

学校の教育活動とするならば、学校の教育目標、あるいは目指す生徒像も具現化しなきゃならない。果たして、そうしてきたんだろうか。先生が教え過ぎている、あるいは生徒がおとなしくついてくるのだけをよしとする。そういったこともなかっただろうかというようなことで、こういったこともみんな考えていかなきゃなりません。

最後に、経済的な負担のことを言いました。お金がある、ないということで、悔しい思いをする生徒を出してはならない。このことは、みんな考えていかなきゃならないと思います。

以上です。

○片渕栄二郎議長

中村議員、時間が過ぎましたので、これで中村議員の一般質問を終わります。

(「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり)

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時21分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月11日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 溝 口 誠

署 名 議 員 大 串 武 次

事 務 局 長 中 原 賢 一